

平成24年第2回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成24年6月27日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 3時28分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院 院長	吉田博行君		

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 石川 誠 君

農業委員 会長 飛世 薫 君 農業委員 会長 秋山 照雄 君

監査委員 三原 紘隆 君 監査委員 局長 高岩 淑通 君

事務局出席者

議事 局長 藤田 功 君 議事 局長 浅利 知充 君

議事 局長 岡崎 忠幸 君 議事 局長 御代田 知香 君

議事 局長 榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(神田壽昭君) ここで副議長と交代いたします。

(議長退席、副議長着席)

副議長(岡崎治夫君) 皆さん、おはようございます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

斉藤 昇議員。

18番(斉藤 昇君)(登壇) 第2回定例会に当たり、一般質問をいたしたいと思っております。

第1の質問は、市役所職員の職務と勤務の実態についてでございます。

私は常日ごろ議会でも、そして議会でないところでも、土別の市政を発展させていく、そして市民の皆さんの要望にこたえて一つ一つ市政を進展させていく、そういうためには市職員の皆さん方の働き、任務、こういうものが極めて重要であり、職員の元気なくして土別の元気もないということを訴え続けてまいりました。

そこで、特にその職員の中でも管理職の果たす役割、これは非常に大きなものがあると思っております。一つ一つの職場をまとめて、そして職場の職員の皆さん方の意見をとり上げて、市政の進展に生かしていく、このことは極めて重要だし、改めて管理職の皆さん方の研修なんかも常日ごろから強めていただきたいと心から願う者の1人でもあります。

現在の市職員の管理職の役職と一般職員の配属状況について、管理職などの役職と一般職員の数についてまずお聞きをしたいと思うのであります。

更に、市が考えておられる、あるいは地方自治法による管理職の任務と、その管理職に対する定義はどういうふうに押さえていらっしゃるのか、この際、明らかにしていただきたいと思います。

一般職員が配属されていない、そういう管理職がいると思っておりますけれども、管理する職員がいない管理職というのはあり得るのか、そして、部下が1人もいないその管理職に管理職手当を払っている。これは何の管理もしていないのに、今も申し上げたけれども、管理をする職員がいないのに管理職手当を支払うというのは、これは不正常的な状態ではないのか、こう思うんだけれども、なぜこういうことが続けられているのか、この際、お聞かせをいただきたいと思います。そういう管理もしていない管理職にも、管理職手当を支払う理由、これはどうい

ふういきちと位置づけられているのか、明確にさせていただきたいと思うのであります。

更に、生涯学習センターでの業務内容と役割は何かということであります。

生涯学習センター所長が、規則でいいます土別市管理職員等の範囲を定める規則、この規則に入っていないのはなぜか。職員の任務は、何よりも市の憲法でもある条例や規則、これに基づいて行政に参加をし、行政執行に当たっていかなければならない、こう思うんだけど、こういう生涯学習センターの所長というこの肩書き、これが管理職員等の範囲を定める規則に入っていないなんていうこと、これは規則違反ではないのか。規則があって、その規則に基づいて業務の執行に当たっていく、それでなかったら、規則なんかは何も要らないでしょう。なぜこういうことが起こっているのか、この際はっきりさせていただきたいと思うんです。

こういう不正常的な状況がなぜだされないのでございます。更に、条例と規則の違い、これは、条例は市の議会の議決事項だけれども、規則は議会の議決事項ではありません。しかし、条例も規則も効力は同じ重要なものであり、条例や規則に基づいて職員は行政運営に当たっているわけでありますから、これらの規則をきちんと直されないのであるのか、お聞かせをさせていただきたいと思うのであります。

次に、先日、道内で発行されている雑誌の記者から私は取材を受けました。その内容は、低炭素モデル事業にかかわっての問題であります。堆肥化施設の建設工事の中で、官製談合の疑惑が認められている。担当市職員の行き過ぎた事態が発覚したと、職員からこういう投書が雑誌の会社にあったそうであります。

職員が業者から報酬を受け取り、便宜を図っているのではないかと投書の内容であります。この真相について、市にも私はお知らせをしておいたはずでありますから、この真相について明らかにしていただきたいと思うのであります。

市職員は、一番初めにも申し上げましたけれども、市民から信頼され、そして市民サービスをしっかりと行っていく、親切的な職員体制が求められているし、そのために日ごろ努力している職員もたくさん見受けるわけであります。どうか行政に当たる職員は、絶えず自分の職務を、そして責務をしっかりと自覚して行政に当たるべきである。そのためには、市長を初めとした管理職のそういう職員に対するさまざまな議論や、そして指導、監督、こういうものも欠かせないと思うのだけれども、この際、市長の見解と決意を承っておきたいと思うのであります。

(降壇)

副議長(岡崎治夫君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) おはようございます。

斉藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、職務については、土別市行政組織規則により、組織及び分掌事務から各職位の設定、またおのおのの職責の基本的な業務内容が定められているところであります。

これら人員構成についてであります。市立病院医療職、北海道への派遣や休職中を除いた6月1日現在の職員数は354人となっており、その内訳は、部長職が12人、次長職12人、課長

職39人、主幹職50人、主査職73人、担当職168人であり、管理職が113人、一般職が241人となっています。

そこで、管理職としての定義についてであります。

地方公務員法では、重要な行政上の決定に参画する管理的職員などと規定され、本市における部長職の基本職能としては、連携して市長を補佐し、市の基本方針に基づき、所管事項に係る執行方針及び計画を決定するとともに、その達成のため所属職員を包括管理する。また計画の実施に当たっては総括責任者としての職責を自覚し、リーダーシップの発揮により組織目標を達成するというものであり、以下、次長、課長、主幹についても、おのおの上司を補佐し、計画達成に努めるというものであります。

次に、一般職がない管理職にも手当が支給されているのかとのことでありますが、手当の支給については、土別市の給与に関する条例で、その範囲及び管理職手当の額を定めており、管理職の定義に照らし合わせますと、所属職員を包括管理するという点に関しては、斉藤議員御指摘のとおり該当しない面がありますが、一方では、管理職には行政課題の処理、達成ということも義務づけられておりますことから、単に所属職員の有無にとらわれることなく、職務としての職責を勘案しながら管理職を配置しています。

また、管理職手当の性質としましては、先ほど申し上げた内容のほか、時間外勤務に対する対価としての性質も含んでいます。労働基準法では、管理監督職員を除く管理職員が法定労働時間を超える労働を行った場合、時間外勤務手当を支給すると規定されております。しかし、本市の場合、職員の給与に関する条例により、管理職には管理職手当を支給するとしている反面、時間外勤務手当は支給しないと規定しているところであります。

次に、一般職のない管理職の配置についてのお尋ねであります。市長部局では上土別、多寄、温根別の各出張所、教育委員会では生涯学習情報センター、土別東高等学校となっております。

これらのうち、各地区出張所における業務内容についてであります。

以前は管理職である所長、主査職の公民館主事、そして主に戸籍事務を担う担当職の3人配置でありました。しかし、平成21年度に戸籍事務を電算化し、戸籍に関する事務は本庁市民課で一括管理することにより、担当職1人を減員し、主に窓口業務担当として、地域事情に精通した嘱託職員の配置により対応しているところであります。

また、かねてから出張所地区での勤務については、地域と密接にかかわりがあり、各種行事の運営など、勤務時間以外の業務が多い現状となっております。通常勤務時間以外の時間数につきましては、所長、主幹について、それぞれ年間70時間から90時間ほどとなっており、その主な内容は、夜間に開催されることが多い自治会や子供会の役員会など、日曜日に開催される町民運動会や文化祭、あるいはスポーツ大会や登山などのレクリエーション活動が挙げられます。

また、平成22年度からは、私のマニフェストにより、地域担当職員制度を導入したところであり、このことについては新たな試みということもあり、まずは管理職が先頭になって地域に

溶け込み、市民が主役の市政実現を目指しているところであります。

このようなことから、とりわけ出張所に勤務する職員については、その職務の性質上、地域担当職員として責任ある立場での自覚のもとに、地域政策懇談会の開催や地域の課題解決に取り組んでいるところであり、戸籍事務担当者の減員による職場の責任度合いなども勘案し、平成22年4月から出張所における公民館主事についても管理職として発令したところであります。

また、生涯学習情報センターでの業務内容についてであります。

まず、生涯学習情報センターの役割について申し上げますが、本市総合計画には、生涯学習のまち土別との位置づけがあります。これは生涯学習のまちづくりを進めるに当たり、本市人づくり・まちづくり推進計画に基づき、心豊かで充実した市民生活を創造していくため、一人一人が学ぶ意欲にあふれ、学んだ成果をまちづくりに生かすシステムづくりに取り組むものであり、本市まちづくりの柱にも位置づけているところであります。

これらの政策課題における具体的な事業の実践の場として、生涯学習情報センターとしての役割があります。御承知のように情報センターは施設の規模も大きく、利用についても、図書館はもとより、保健福祉部局によるつどいの広場「きら」、そして北ひびき農業協同組合が賃貸契約により入居している現状から、施設設備の点検補修や駐車場を含めた屋外までの管理は、施設全体の利用の根幹にかかわる責任も付随するものであり、非常時に備えた消防訓練の計画とその実践などは、利用形態や人員が全く異なる状況においての実施となるものであり、業務量もありますことから、管理運営体制については、市民の利用に不便をおかけすることがないように対応してまいりたいと考えております。

次に、生涯学習情報センター所長が、土別市管理職員等の範囲を定める規則に入っていないかったことについてであります。

斉藤議員御指摘のとおり、これまで生涯学習情報センター所長は同規則の管理職の範疇には入っておりませんでした。生涯学習情報センターは平成16年に設置されており、所長は当時の生涯学習課長との兼務であったことなどから、規則の中で整理することを怠ってしまったことによるものと考えており、調査の結果、朝日農業者トレーニングセンター館長、あさひサンライズホール館長も漏れていることが判明し、早々規則の改正を行ったところであります。

事務の取り扱いとしては不適切であり、深く反省するとともに、今後の確な事務をとり行うよう指示をしたところであります。

また、旭川の情報誌に、低炭素モデル事業にかかわっての本市職員に関する匿名者の投書が寄せられたことについてのお話もございました。この件につきましては、私もその内容を見ているところでありますが、その内容については事実に基づかない記述があるなど、その信憑性は全くないものと判断しております。

低炭素モデル事業の入札については、評価選定委員会において、公正に厳格に審査された上で候補者が決定されてきたもので、その際に一職員の恣意が働くことは到底不可能であると考えております。なぜこうした投書が寄せられたのか、大きな疑問を持つと同時に、こうしたこ

とについては極めて残念に思う次第であります。市職員としては、公正で公明正大な行政に今後ともなお一層努めなければならないものと考えています。

斉藤議員から御提言にもありましたように、市政と行政、そして議会があらゆる情報を共有し、そして互いの理解のもとに市政を運営していくことが真の協働のまちづくりとなり、ひいては住みよいまちづくりにつながっていくものであり、特に市の職員が果たすべき役割はこれまで以上に大きなものとなってきています。今後においても、市の職員としての自覚と責務を認識しながら、市民の目線に立った行政運営に努めるよう、意識の啓発に鋭意努めてまいり考えであります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 再質問をいたしたいと思います。

今、市長から答弁ございましたけれども、生涯学習センターの専任の所長、きのう付で退職をされたと今お聞きしたところでもあります。その前には、生涯学習センターの果たす役割、そして、この重要性、仕事の多様性、こういうことが述べられたのでございます。そして、この重要な施設は、市民のために図書館を初めとして大きく役立つ施設だとも述べられたのでございます。そうであれば、専任の館長をやはり配置すべきではないか、こう思うんだけれども、この点はいかがなんでしょうか。

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 情報センターの所長の関係についてであります。昨日付をもって、担当所長については退職をされました。実は、体調を以前から崩されてございまして、そういったことも含めて、きのう私に辞表届が出され、受理をしたところであります。

この情報センターについては、先ほど私が申し上げたとおり、つどいの広場「きら」もあり、あるいはまたJAの事務所も入居しているという多目的な施設であるということとあわせて、市民の皆さん方も、土日も含めて通年開館であるということから、多くの方々が御利用もいただいているということでもあります。

そういった意味でも、本来、専任の所長を配置をすべきであります。年度の中途ということもございまして、社会教育の担当をしている課長に当面兼務発令を教育長からさせた次第であります。

ただ、この施設は極めて重要であることは間違いございませんので、今後もその内容について十分精査をしながら、管理職の配置については検討してまいりたいと考えている次第であります。

副議長（岡崎治夫君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） もう1点は、堆肥化施設にかかわる問題だけれども、これはその後のごみの環境センターの建設を含めて、土別市の大きなプロジェクトでございます。初めから市民に疑惑を持たれたり、そういう投書が来て、何か市政に疑問が持たれるようなことがないよう

に、このところはやはりしっかりと行政に当たっていただきたいと思うんです。

これから、大きな事業でありますし、業者も入ってくるし、さまざまな憶測や、あるいは問題が提起されることも予想されるわけでございますので、ぜひ行政全般にわたっていただけれども、特にこの堆肥化施設の問題では慎重に、そして正確に事を運んでいただきたいと思うんだけれども、この点、再度答弁を求めておきたいと思うんです。

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 斉藤 昇議員の再々質問にお答えをいたします。

この投書については、先ほど私が一般質問の御答弁で申し上げた内容でございます。

私は事実無根と、このように判断をしている内容であります。しかし、そのような投書があるということ踏まえるならば、今年4月からスタートいたしましたまちづくり基本条例においても、市長の役割、議会の役割、行政職員の役割、特に行政職員については公正かつ誠実に市民との信頼関係を築き上げる、こういったことも明記しているわけでありまして。

私も地域担当職員制度を導入をして、地域の皆さん方の真の信頼を得ることが市の職員の役目である、そこで初めて総合計画の基本柱である市民とともに協働のまちづくりができる、その源は市民との信頼であるということはずっと職員にも申し上げてきています。

そういう意味では、先ほど斉藤 昇議員の御提議にあったとおり、私も市の職員の意識をしっかりと変えることがまちの発展につながる、そのような基本的な視点を持っているわけでありまして、今後におきましても、一切市民からいろいろな批判を浴びないように、一歩家を出ると市の職員は公人でありまして、ましてや管理職含めて、しっかりとした体制で市民の信頼を得るように行政執行に努めてまいりたい、このように考えていますので、よろしく願い申し上げます。

副議長（岡崎治夫君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君）（登壇） 次の質問は、中学校における武道授業の取り組みについてでございます。

本年度から中学校では武道が新学習指導要領に基づき導入されました。この背景や実施にかかわる具体的な内容、これらについてお尋ねをいたします。

2つには、市内の中学校6校において、それぞれ種目を指定して授業展開に向けた体制整備を図っていると思うのでございます。これらの取り組み状況はどうなっているのか、とりわけ種目に応じた設備の整備状況は万全を期していらっしゃるのかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思うのであります。

また、仮に学校内の教師が直接選択した武道を指導できない場合、外部講師を招聘して、これに当たる必要があると考えるわけだけれども、この実態はどうなっているのか。柔道でありますとか、あるいは相撲でありますとか、あるいは剣道でありますとか、こういうところの外部講師の確保に関して、謝礼でありますとか、待遇はどうなっているのかということをお知らせいただきたいと思うんです。



そして、これら種目別に授業に当たる授業の具体的な内容、テキストはあるのかどうか、指導教員の講習会受講等の事前の研修、準備はどうなっていくのか、学年別具体的な授業の時間はどうか、授業開始時期はいつからかなど、この授業を取り組むに当たって、本当に土別市を担う、そして世の中を担う若い学生たち、中学生が意気込みを持って楽しく授業に参加できて、そして武道の技術や礼儀作法もしっかりと身につけていく、そういう武道授業になるように心から期待をいたしまして、私の質問といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 齊藤議員の御質問にお答えいたします。

本年4月から新学習指導要領に基づいて導入された武道授業の取り組みにかかわって、幾つかのお尋ねがございました。

まず初めに、武道授業が中学校において必修化された背景とその授業内容についてのお尋ねがございました。

本年度から新しい中学校学習指導要領が全面実施され、第1学年及び第2学年においては、保健体育の柔道、剣道及び相撲の領域から1種目を選択し、男女に区分けすることなく、すべての生徒に学ばせるよう、その内容が改定されたところであります。

とりわけ、我が国の伝統的な運動文化である武道を中学校での体育学習の内容として重視していくことは、我が国の文化や伝統を尊重する観点のもとより、これからの国際社会において、世界に生きる日本人を育成していく立場からも大変有意義なこととされ、礼に始まり礼に終わると言われる武道が相手を尊重する態度を形にあらわすことでもあり、また一方では、自分自身をしっかりと制御することは、人間形成のための重要な要素であるとの考え方によるものとされているところであります。

そこで、この授業内容についてであります。武道は一般的には中学校で初めて学習する内容であることから、基本動作と基本となる技を確実に身につけるとともに、これらの技を用いて、相手の動きの変化に対応した攻防ができるようにすることをねらいとしております。また、技能の上達に応じて、基本となる技を用いたごく簡単な試合方式により、攻防を展開できるようにすることもねらいとしており、第1学年及び第2学年では、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるよう取り組むこととされております。

なお、第3学年においては、武道のほか、球技の中から1種目を選択して履修できることとなっております。

保健体育の授業時数は、1授業時間を50分として、全部で105時数とされており、このうち武道授業に充てる授業時数は6回程度となり、各学校とも第2学期の10月以降から開始されることとなっております。

次に、市内中学校6校の指定種目と授業展開に向けた取り組み状況についてのお尋ねがございました。

まず、剣道は多寄中学校と朝日中学校の2校で、相撲は唯一温根別中学校で、その他の土別

中学校、土別南中学校及び上土別中学校の3校が柔道を選択種目としております。これら選択された種目は、前年度の段階において全面実施に向けた移行期間として準備を進めてきておりましたので、授業の実践に当たっては、安全確保はもとより、充実した指導が期待されるところでもあります。

そこで、武道用具等の環境整備についてであります。まず剣道においては、竹刀や防具を配備したところであり、授業では、相手の動きに応じた基本動作の習得に努め、打ったり受けたりするなどの技の基本を展開します。なお、指導に際しては、突き技は扱わないこととされております。

次に、相撲ですが、簡易まわしを配備することとして、授業では、基本動作の四股、腰割り、運び足の習得に努め、押し、寄り、前さばきなどの基本となります。押し寄りや寄ったりする技を展開します。

柔道では、各学校の要望により、滑りどめシートを施した畳やジョイント式スポーツマットを配備したところであり、授業では、基本動作である相手の動きに応じて行う姿勢と組み方、進む・退く動作、受け身の習得に努め、基本となる技ができるようにすることをねらいとして展開されます。

とりわけ、柔道はけがや事故につながりやすいとの懸念が保護者から寄せられ、大きく報道されたことを契機に、頭部を打つ危険性がある大外刈りなどの足技の禁止や、けがにつながりやすい乱取りを小グループ化するなど、安全指導の徹底を図ることといたしております。

柔道着については、体育ジャージと同種の必要教材としてあらかじめ用意していただくよう、入学時に保護者に対して説明をさせていただいております。

次に、教師が武道を指導できない場合の外部講師の招聘についてのお尋ねがございました。

本年度、外部講師の招聘によって授業を展開する学校は、相撲を実施する温根別中学校、剣道を実施する朝日中学校及び柔道を実施する土別南中学校の3校となっております。相撲については土別相撲連盟に、剣道については朝日剣道連盟に、柔道は土別柔道連盟に、それぞれ学校長の要望に沿って教育委員会から講師派遣の要請をいたしてまいります。

そこで、これら講師の待遇などについてであります。全学校において取り組んでおります総合的な学習の時間での外部講師の取り扱いに準じ、謝礼につきましては、1授業当たり3,000円とし、それぞれ学校長の指揮監督のもとで授業の展開に当たっていただきます。一連のカリキュラムを終了した時点で、学校長からの報告を私ども教育委員会を受領した後、それぞれ講師の銀行等口座に振り込むことといたしております。

最後に、各種目に応じた学習指導の事前研修の実施や安全な武道授業に向けての考え方についてのお尋ねがございました。

保健体育の教員が必ずしも武道に造詣が深いとは限らず、かつ外部講師を招聘するには至らない学校にあっては、これら教師が新しい学習指導要領の円滑な実施に向けて、みずからの実技指導力の向上を図ることが求められます。加えて、武道指導において、武道の特性や我が国

の文化や伝統を尊重する態度の醸成といった授業の改善や充実を図ることを目的に、市内全中学校の担当教員を、北海道教育委員会が主催する研修会に派遣するなど、事前研修に努めてまいりました。

特に、外部講師に武道授業の講師をお願いする学校にありましては、指導計画書を講師に示し、その目標や指導内容について理解を得るとともに、指導主体である教員とお互いの役割や指導場面などについて十分打ち合わせを行い、協力して授業展開がなされるよう学校長に要請したところでもあります。

また、安全な武道授業に向けての考え方についてであります。武道に限らず、保健体育の授業はすべての生徒にとって安全で楽しいものでなければなりません。しかし、武道を含めた体育活動は、けがや事故が発生する危険性を常に伴っており、人為的要因や施設設備の状況など、さまざまな要因によって事故につながる可能性もないわけではありません。

そこで重要なことは、これら指導に当たる教員等が、体育活動にけがはつきものという考え方を排除し、けがは指導者、生徒の努力で回避できるものという基本的な認識に立って、安全管理や安全指導の徹底を図る必要があるものと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 今年の秋から新たな取り組みでございますけれども、ひとつ、これは学校での授業内容でありますとか、そういうどんな成果を上げているのかとか、それらが始まって、中間でもいいし、1年に1回なり2回なり、ぜひ教育長の行政報告なんかにも入れていただいて、そういう子供たちの武道授業の実態、こういうものが私どもにもわかるようにしていただきたいとお願いしたいんですけども、この点はいかがでしょう。

副議長（岡崎治夫君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） ただいま齊藤議員から再質問がございました内容につきましては、既に前年度から南中学校等においては先行実施しているということもございますが、それらの問題点も含めて、更に改善をしていきますし、10月段階で実際に武道授業が始まる、特に温根別中学校の相撲については全くの新たな取り組みでございますので、もちろん行政報告等でも報告をさせていただきますし、その授業が始まりました段階では、しっかりと教育委員会のホームページ等を通じて、映像でもこんな形で授業が進んでいるよということで公開もしてまいりたいと存じますし、報道機関の協力も得まして、始まりました段階におきましては、こんな形で剣道なり、柔道なり、相撲の授業が進んでいるということも市民の皆さんにも広く周知をしていくような方向で取り進めてまいりたいと。

更に、各種、剣道連盟、相撲連盟、柔道連盟とも、スタートした数カ月後ぐらいの段階で、外部講師を交えて、教育委員会としても取り組み上、問題がないかということの検証もしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

副議長（岡崎治夫君） 13番 井上久嗣議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 平成24年第2回定例会に当たり、通告いたしましたとおり、一般質問をいたします。

初めに、（仮称）環境センターに関する質問をいたします。

現在、本市の一般廃棄物最終処分場の埋め立て残余容量は減少の一途をたどっており、いよいよ平成28年4月供用開始に向けた環境センター建設への工程が進み出しています。低炭素むらづくりモデル事業によるバイオマス資源堆肥化施設建設における過程を見ても、これらの施設の受け入れをお願いする地域の方々に御理解を得て合意をいただくためには、丁寧な説明はもとより、誠意を持った対応が重要なことは言うまでもありません。

環境センター建設の建設地選定においても、九十九旧農業試験場への建設を地元自治会の理解が得られず、断念をした経緯がありますので、慎重、丁寧かつ誠実な住民対応を強くお願いするところです。

さて、環境センターの建設は本市にとってめったにはない大事業であり、総合計画の中でも最大のプロジェクトの1つでもあります。当然ながら、環境センターの建設は本市の建設関連企業にとっても、その地域経済効果の大きさから重大な関心を持たれていることは紛れもない事実ですが、この環境センターの建設に向けた説明によりますと、バイオマス資源堆肥化施設の建設に当たって、本市で初めて採用した総合評価方式による入札を行うことで進められています。

最終処分場など、特殊な技術が必要となる場合、それらは地元建設会社が有していない場合も多く、現在想定されているクローズド型処分場も含めて、いわゆる大手ゼネコンの総合的な技術力に頼らなければならない場合が少なくありません。残念ながら多くの自治体がそのような現状があり、地元の建設関連企業の参加が難しい事例もたくさん見られます。

そこで、お尋ねいたしますが、環境センターの建設において、総合評価方式による入札を行う理由を改めて伺いいたします。また、入札において地域的にどのような範囲を対象とするのか、現況で想定されていることをお答えください。

加えて、さきに申し上げたとおり、本事業は景気の回復が一向に進まない中、本市の建設関連企業も参入の機会を大きく期待しているところでありますが、この総合評価方式による入札において、地元企業の参入の機会を増やすために、どのような方策をとられるのか、お考えをお示しください。

総合評価方式は、技術提案に当たり、それに要する設計費用や書類づくりの労力など、受注を目指す企業側にとっての負担も少なくないため、その採用に当たっては、慎重に慎重を重ねて判断すべきと私は考えますが、本市の今後の総合評価方式はもとより、プロポーザル方式など、入札方式に対する考え方をお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

総合評価方式について申し上げます。

総合評価方式は、国が平成11年度に試行的に実施した後、地方公共団体を含めて大規模かつ難易度の高い工事を対象に、限定的に適用されてきた経緯がありますが、すべての公共工事の入札契約に総合評価方式を適用することを目的とする公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が平成17年に施行され、規模の小さな工事や難易度の低い工事にも拡大が図られました。

現在は、市町村向け簡易型が新たに設けられるなど、4類型に区分されているところですが、総合評価は発注者が建設者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的にすぐれたものを契約の相手方にするにより、公共工事の品質確保を図ることが目的でありますことから、本市としては初めて、低炭素むらづくりモデル事業において導入したものであります。

そこで、現在計画を進めている環境センター建設におきましては、最終処分場及びマテリアルリサイクル施設とも技術的な進歩が著しい分野であり、最新の技術はもとより、構造上の工夫や特殊な施工方法など、高度な技術提案を必要とする建設工事であり、それらの複合的な技術が施設の長期の安定運用やランニングコストにかかわってくるものと考えております。

環境省においても、廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引きで、総合評価落札方式を廃棄物処理施設建設工事の発注選定方式の基本とし、積極的に導入することを推奨しているところであります。

価格面だけでなく、施工方法や環境面での考え方などを評価することは、より高い技術力が生み出され、質の高い施設が整備されると考えており、これらのことから、環境センター建設につきましても、事業規模、特殊性及び専門性を考慮し、総合評価入札方式による落札者決定が最適と考えているところであります。

また、対象業者、地域の範囲にあわせ、地元業者の参入機会についてであります。

ただいま申し上げましたように、本事業は特殊な技術力を要する事業であり、完了後も長期間の安定稼働が必須の施設でありますことから、過去に同様の施設を建設した実績を有する企業と地元企業数社のJVを基本に考えておりますが、最大限地域経済の発展に結びつくよう、総合評価の中でも、地元企業活用の考え方などを取り入れるほか、可能な分野については地元への分離発注について検討してまいる考えであります。

次に、今後の総合評価方式による入札への考え方であります。

総合評価方式においては、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事を対象とし、市町村職員の負担軽減が図られている市町村向け簡易型においても、落札者決定基準の設定や、その際には2人以上の学識経験者の意見を聞くことが必要とされるなど、事務の増加や時間を要することもありますし、積雪寒冷地という自然条件により、実質的な工事実施可能期間が短いことで、工事発注が一定期間に集中する本市になじむ方式であるかどうか、検討が必要と考えています。

このため、当面は市町村簡易型による総合評価方式の取り組み拡大も視野に入れつつ、システムや工法などの価格以外の技術提案、ランニングコストなどの要素が大きく影響する大規模で特殊な事業について、技術提案型の総合評価を実施し、特に高度な知識、技術や創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求される事業については、プロポーザル方式での実施も検討しなければならないものと存じます。

また、これ以外の事業については、従来の地域限定型の一般競争入札または指名競争入札方式により実施する中で、公共事業の円滑な発注と地域経済の活性化、地元企業の育成、発展に努めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 井上議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 2つ目の質問として、低炭素むらづくりモデル事業に関してさせていただきます。

本市が進めているこの低炭素むらづくりモデル事業によるバイオマス資源堆肥化施設の建設は、昨年12月に一度白紙に戻りましたが、農水省の許可を得て本年への繰り越しをし、平成24年度内の完成を目指して進められています。

従来、本市の主要なハード事業の入札においては、実施設計を別途入札による作成を経た後に、指名競争入札や地域限定型一般競争入札などで工事受注業者を決めていました。しかしながら、今回の低炭素むらづくりモデル事業においては、一度白紙化した事業を根本となる堆肥化システムの選定を含めて、平成24年度末までという極めて限られた期間の中での施設完成を目指さなければならない要因もあり、本市としては初めての総合評価方式による入札方式により、一括発注方式を採用いたしました。

この総合評価方式は、発注者である市がさまざまな評価項目を設定した上で、民間企業から技術提案を求め、価格のみならず、その技術的な内容を総合的に評価して落札者を決める方式であり、設置された評価選定委員会における審査と答申により、さきの6月5日に落札業者が決定されました。

さて、結果的に入札に参加したのは2つの共同企業体のみでした。当初もっと多くの参加を期待されていたところもありましたが、残念ながらそうはなりませんでした。

そこで、お尋ねいたしますが、2つの共同企業体のみ入札参加に終わったことに対して、どうお考えでしょうか。総合評価方式での入札に対応する企業への負担において、影響はなかったのでしょうか。

さきの質問でも申し上げたとおり、技術提案に当たっては、それに要する設計費用や書類づくりの労力などは、受注を目指す企業側の負担になります。つまり、受注を逃すと、それらの経費は単なる企業の負担として残るため、相応の企業体でなければ対応が難しいという現実はないのでしょうか。

また、提案書類作成に要する適切な期間が設定できていたのでしょうか。総合評価方式のデ

メリットとして、契約者決定までの時間が大幅に要することが言われています。国土交通省国土技術政策研究所の資料によりますと、総合評価方式の入札の標準的な手続日数は、公告から入札までが79日となっています。企業への時間的配慮や慎重な評価に要する日程などの結果のあらわれかと思えます。

さて、本市の今回の総合評価方式による入札の日程は、4月4日に公告され、入札が5月10日と、大型連休を挟み約1カ月ほどとなっており、さきの標準値である79日より大幅に短縮されております。限られた日程の中で作業を進めざるを得なかったことは理解いたしますが、これに対し、市が何か市としての対策を講じたのでしょうか。また、十分な日数を確保できたものとお考えでしょうか。

さて、この総合評価方式ですが、当然ながら、行政側としてもメリットとデメリットがあります。メリットとしては、価格と品質の両面において総合的にすぐれた調達が可能となる。デメリットとしては、先ほど申しあげました入札まで多くの時間を要するなどがありますが、本市としては、この総合評価方式のメリット・デメリットをどう分析されているのかとともに、今回の初の総合評価方式による入札に対して、現時点でどのような評価をされているのかをお答えください。

最後に、本事業はさきに申しあげたとおり、当初の計画が一度白紙撤回されたため、当初の実施計画費用約2,300万円が全くの無駄となってしまいました。本市にとっても、何よりも市民にとっても非常に大きな損失であることは言うまでもありません。総合評価方式による今回の入札により、平成24年度末の施設完成のめどが立ち、ここ半年ほどのこの事業の仕切り直しと施設建設へ向けた大きな山場も越えたところとも言える現在、この事業推進においてのさまざまな分析をし、今後のために検証を進める時期が来たものと考えます。

今後、再び同様の過ちを繰り返さないためにも、検証結果は行政、議会、市民と共有していくことも重要なことと考えますが、いかがでしょうか。

また、昨晚、市長が川西自治会の皆さんとお会いし、堆肥化施設建設について協議されたようではありますが、結果として合意は得られたのでしょうか。

以上御答弁をいただきまして、この質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 本事業の検証と川西自治会との協議について私から答弁申し上げ、その他の項目については副市長から答弁申し上げます。

本事業につきましては、平成22年から事業に取り組んでまいりましたが、昨年12月に総事業費など多くの課題が残されたことから、建設予定地と堆肥化プラントを一たん白紙に戻し、その後、再精査する中で、農林水産省から平成23年度予算の繰り越し承認をいただき、本市では初めての入札方法、総合評価方式による入札を行い、先般、議会において工事契約の議決をいただいたところであります。

その後、川西自治会より、今回建設する堆肥化施設と同様の施設への視察の要望があり、去

る6月18日、急遽、青森県八戸市にある処理施設を、自治会員5名、市職員2名で現地調査を実施しましたが、稼働している堆肥化システムそのものが悪臭を軽減する仕組みであり、施設内部の堆肥特有のにおいは少ないことが確認されました。ただ、施設先では下水汚泥を処理していないため、汚泥を不安視する意見もあったところであります。

こうした不安を少しでも解消するため、昨日、自治会の方々を対象に、移動可能なデモ機を用意し、生ごみ、下水汚泥の堆肥化の実演を行い、その仕組みや処理後のにおいの状況なども確認していただいた後、私が川西自治会の方々に直接お会いし、改めてこれまでの経過説明と、今後の対策として、臭気対策の履行を初め、堆肥製造工程における管理対策、水分調整剤の確保、建設工事実施に伴う安全対策、施設周辺の環境対策などの考えを御説明し、自治会の建設同意を得たところであります。

現在、受注JVとの契約のもとに、実施設計協議を初め、施設設置に係る諸届、造成工事を経て9月には建設工事に着手し、来年3月には竣工の予定であり、このたびの総合評価に基づく最終的な検証につきましては、今後これらの進捗状況を踏まえ、行ってまいりたいと考えております。

今回の堆肥化施設は、市民生活から発生する生ごみ、下水汚泥や野菜残渣といった廃棄物を処理した上で、堆肥化する施設であるため、何といたっても、施設を受け入れていただく地域の御理解と御協力が不可欠でありましただけに、今後、これまでの地域との協議経過を初め、当初の施設整備計画や堆肥処理などについて、改めて検証するとともに、情報の共有も図りながら、今後の事業に生かしてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの市長答弁にかかわる以外の項目について、私からお答えいたします。

まず、今回の入札参加が2つの共同企業体となった経緯についてであります。

今回の工事入札参加に関する主な条件としては、堆肥プラントメーカーについては、道内に本支店を有していること、施設の建築にあつては、土別市建設工事請負業者格付がAランクであること、そして企業体の構成は2社とすることとし、土別市バイオマス資源堆肥化施設建設工事を実施する事業者の選定について、4月4日に公告し、共同企業体からの入札参加の受付を開始したところであります。

市内の建設・建築Aランク登録は6社でありますことから、当初は最大6つのJVからの入札参加を見込んでいたところであります。結果として、4月12日の参加表明締め切りの時点では、3つのJVからの応募がありましたが、その後、入札参加資格審査委員会の審査において、1つのJVのうちプラントメーカーが今回の入札参加者の参加資格要件を満たしていなかったことから、最終的には2つのJVが入札参加資格を得て、技術提案を行うこととなりました。

この間、ほかにも2つのプラントメーカーから事前の問い合わせがあったわけではありますが、



最終的には、入札参加までには至らなかったようです。

今回の工事では、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札を本市で初めて導入いたしました。特に堆肥化施設の設計・施工に当たり、1つにはシステムとして必要な性能と業務を定めた要求水準書、2つには予定価格とともに入札参加の条件や資格審査、技術提案を定めた入札説明書、3つには落札者を選定する評価方法や配点を定めた落札者決定基準書、この3つの基準を定めるまでに事務的な時間を費やした結果となりました。

次に、入札参加企業が提案をすることに伴う負担と対応についてであります。

このたびの提案に関しましては、ただいま申しあげました要求水準書、入札説明書、落札者決定基準書に基づき、必要な調書及び図面の提出を求めたところでありますが、作成に時間を要する図面は、平面図や立面図などのみとしたほか、提案JVにとっては、これまで堆肥化施設整備にかかわってきた経験をもとにした独自の堆肥製造の技術提案であるとともに、建築業者においても、みずからの設計のもとで構造計算や設計積算ができたものであり、入札に参加されたJVにとっては、一般的な技術提案書に近いものであったと考えております。

次に、提案書の作成期間が十分確保されたのかとのことであります。

総合評価方式を採用し、年度内の完成に向け、事務手続を進めてきたところでありますが、工事期間の確保とともに、審査に要する期間等を踏まえますと、限られた技術提案期間となりましたことから、入札公告前に事業の概要や求める施設の状況などを関係者に情報発信するため、あらかじめ3月16日には、市のホームページにおいて入札参加要件及び事業者選定や契約の方法、更には処理量など、建設工事の実施に関する方針をお示しし、提案を予定している企業に対し、事前の周知活動に努めてきたところであります。

この実施方針の公表日から入札日までは56日となりましたが、提案企業においては、これまでの堆肥化施設整備にかかわってきた経験や技術を有していることを踏まえますと、提案に要する期間としては、おおむね確保できていたものと考えております。

次に、初の総合評価方式による入札に対する現時点の評価についてであります。

総合評価落札方式の一般的なメリットといたしましては、1点目として、工事目的物の性能向上、長寿命化、維持管理縮減、施工不良の未然防止等により、総合的なコスト縮減が期待できること、2点目として、想定される問題発生の事前防止や工事現場周辺の環境負荷の低減が図られること、3点目として、建設業者の育成と技術力向上及び談合等の不正行為が防止できることが挙げられ、一方、デメリットといたしましては、手続開始から契約までに時間を要すること、手続に伴う事務量が非常に多いこと、客観的評価方法の設定が困難なことなどが挙げられております。

今回、初めての総合評価方式による入札でありましたことから、これらに係る業務は専門コンサルタントの支援と有識者からの指導のもとに行ってまいりましたが、評価すべき項目の設定や評価基準はどのランクをベースとすべきか、配点割合を項目別にどこに重きを置くべきか、

落札者の決定方法など、詳細に決定すべき事項も数多く、特に市の求める要求水準における堆肥の品質や施設の臭気対策などについては、評価選定委員会において議論がされてきたところでもあります。

その結果、価格要素と非価格要素の技術提案の点数割合を3対7とし、非価格要素の中にも、価格や数量に基づく定数配分を設けたところでもあります。また、施設の維持管理経費を重視し、10年という長期間の維持管理経費の提示を求め、この維持管理経費を提案企業が担保するよう、契約書の特記事項に明記し、更に受注者には公告した入札説明書や要求水準書に基づき、提案した事項については遺漏なく実施しなければならないとしたところでもあります。

入札の結果、予定価格6億3,695万円に対し、落札額は5億5,125万円となり、落札率では86.54%となったところであり、総合評価方式の特徴であります目的物の品質、機能、性能の向上とランニングコストを含むトータルコストの削減につながる結果が得られたものと考えております。

しかしながら、昨年発注した実施設計及び環境影響調査業務並びに造成設計業務については、この事業の実施自体を一たん白紙とせざるを得なかったことから、今回施工の建設工事にはそのまま活用することとはならず、新たな予定価格を定める際の建物及び造成工事の設計積算に当たって、施設の必要面積や面積当たりの単価の設定、更には施設の設備費などの設計金額を算定する上で、その成果品を用いたところではありますが、結果として、この間、さまざまな要因があったにしても、これが市民負担となったことは反省すべき点と考えております。

今回建設する堆肥化施設は、今後長きにわたって市民生活に欠くことのできないものとなるわけであります。したがって、これから始まる建設工事はもとより、稼働後の運営においても、地元の方々の生活環境に影響が及ぶことがないように、そして市民の方々が納得して利用ができる堆肥づくりができるものとなりますように鋭意努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 再質問をさせていただきます。

9月から工事が着手ということで、これからこの事業自体が進んでいくということの兼ね合いもありますので、先ほどの市長の答弁によりますと、そういった時間的な今後の流れも含めた上で検証をしていきたい、そして後には情報の共有をしていただきたいという御答弁をいただきましたけれども、いろいろ検証を進めていった中で、検証だけで終わっていいんだろうかという論議も出てくる可能性もあるかと思えます。

どどこに結果的に責任があったのかも知れないという、そういったことを含めた真摯な検証をお願いして、先ほど情報の共有とありましたけれども、私の質問の中でも言いましたが、ぜひ行政、議会、市民にこのまとめられたきちとした検証結果がいずれ公表されることをお願いしまして、再度その点について答弁をいただきたいと思えます。

副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君） 先ほどの齊藤議員の再質問に対して、市長からまちづくり基本条例がこの4月に施行されて、行政、議会、市民それぞれが情報を共有し合っ、今後の市民生活の向上、そして士別市の発展のために向かうといった趣旨の発言がありました。

今、井上議員から御指摘がありました今回の低炭素むらづくり事業についても、最善を尽くしてやってきたつもりではありますけれども、実質的に一たんこの事業自体を白紙撤回をしなければならぬといったこと、これもまた事実でございますので、こういったことをしっかり検証をしながら、こういったことも含めて情報を市民の皆様、そして議会の皆様ともしっかり共有をしながら、今後の市政運営に当たっていきたく、そのように考えております。

以上です。

副議長（岡崎治夫君） 井上議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 最後に、地方公営企業会計に関する質問をいたします。

総務省は、地方公営企業会計制度のあり方を検討し、所用の制度改正を行うため、専門的かつすぐれた見識を有する者による検討を行うことを目的に、平成21年に地方公営企業会計制度等研究会を発足し、この研究会は平成21年12月、報告書による提言をしています。

この報告書の主な内容は、地方公営企業会計見直しに当たる基本的な考え方、会計基準に関する具体的な検討事項、資本制度の見直しなどとなっています。この報告を踏まえ、地方公営企業会計の一部改正が本年4月1日より施行されました。

この地方公営企業会計の厳格化と言われる制度の見直しは、民間の企業会計が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計は昭和41年以来大きな改正はされていないため、相互の比較分析を容易にするためにも、企業会計との整合性を図る必要が生じてきたことや、地方分権改革推進委員会の第2次、第3次勧告において、地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が掲げられ、地方公営企業においても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要が出てきたことなどが背景とされています。

そこで、お尋ねいたしますが、この会計基準の大幅な見直しとはどのような内容なのか、主な中身をお知らせください。

また、具体的な部分を幾つかお尋ねいたします。

初めに、減損会計の導入についてお聞きいたします。

減損会計は、保有資産の含み損を処理するものであり、導入に当たってのメリットとしては、固定資産の過大な帳簿価格を適正金額まで減額するなどして、地方公営企業の経営成績を早期に明らかにし、経営成績に問題がある地方公営企業に対して早期の措置を講じることが可能になるという考え方です。

そこでお聞きしますが、本市の各企業会計において、減損会計導入によって、影響をどう分析されているのでしょうか。含み損を処理する必要が出てくるケースはあるのでしょうか。

次に、引当金計上の義務づけについてお尋ねいたします。

これは正確な期間損益計算と財政状態の適正を表示を行うためとされていますが、具体的に

は、退職給与引当金の計上の義務化、賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸し倒れ引当金の計上です。特に必要な退職給与債務額から退職手当組合の積立額で足りない部分は、退職給付引当金となり、その額が気になるところですが、本市の各企業会計においては、これらの引当金の計上をどれほど見込み、どのような影響や処理を想定されているのでしょうか。

次に、今回の見直しでも最も大きく取り上げられているのが、バランスシート上、自治体の一般会計などからの借入金を借入資本金という資本に計上していたものが、負債計上に移行することです。借入資本金とされていた額が資本から負債に移るだけでは、当然ながら、バランスシート上の貸方合計には変化はありませんが、負債が増えることによる健全化指標などへの影響はないのでしょうか。仮に会計処理の変更による債務の増大により、財務基盤強化の必要性に迫られ、各種料金等の値上げにつながったとすれば、到底市民が納得するものではありません。

また、今回の見直しに関して、特に本市企業会計に影響するものがあればお示しください。

さて、今回の会計制度の見直し適用は平成26年度からとなっていますが、早期適用も可能となっています。そこでお尋ねいたしますが、本市の各企業会計の会計制度の見直し適用時期はいつからとお考えなのでしょうか。

最後に、ますます高度化する会計処理を進めていく上において、専門的知見を有する職員の育成や確保が急務と考えます。これらに対してどうお考えかをお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答えをいたします。

地方公営企業会計については、昭和27年の地方公営企業法施行以来、発生主義の考え方に立った複式簿記による会計制度を導入しており、民間の会計基準に準拠した内容となっていますが、企業債を借入資本金として資本に位置づけるなど、独自の仕組みとなっている部分もあつて今日に至っています。このため、井上議員お話しのような背景のもと、わかりやすい財務状況の開示を主眼に制度の見直しが行われたところであります。

そこで、主な見直しの内容であります。

基本的な考え方は、現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れながら、地方公営企業の特徴を適切に勘案したものとされていますが、1つには、資本制度の見直しで減債積立金、利益積立金などの法定積み立て義務を廃止すること、条例または議会の議決により利益及び資本剰余金を処分できること、更には、経営判断により資本金の額を減少させることができることとされ、本年4月から施行されています。

次に、会計基準の見直しでは、借入資本金制度の廃止、みなし償却制度廃止、引当金計上の義務づけ、減損会計の導入、キャッシュフロー計算書作成の義務づけなど10項目にわたる見直しがされ、平成26年度の予算・決算から適用が予定されています。

このほか、今後の対応になりますが、下水道事業などでも財務規定の適用範囲を拡大するこ

と、地方公営企業の設置及び経営の基本に関する事項を条例で規定することなどが予定されているところであります。

そこで、具体的にお尋ねの減損会計導入の影響についてであります。

企業にあっては、事業計画に基づいて設備投資を行います。が、予定していた利益を上げることができなくなり、投下した資金の回収が困難になる場合は、固定資産の収益性が低下したことを意味します。こうした場合、その資産の帳簿価格に過大評価が生じたことになるため、将来に損失を繰り延べないよう、一定の条件下で帳簿価格を減額するのが減損会計処理であり、多額の固定資産を保有する地方公営企業においても導入することが適当とされました。

本市の場合、水道事業においては、現状では経営が比較的安定しており、減損の兆候がないことから影響はないものと考えています。また、病院事業では、医師や看護師が急激に減少することにより、施設稼働率が著しく低下した場合や遊休資産の所有により損益のマイナスや現金不足の状況が続くと、固定資産の価値を下げるか否かの判断が必要になります。

減損会計処理を行うことで、固定資産の帳簿価格の適正評価や企業の経営改善に向けた早期対応がなされるわけではありますが、場合によっては、固定資産の減少により資本も大きく減少し、債務超過になることも予想されます。

一般会計からの繰入金や補助金については、損益やキャッシュフローにおいて収入として算入されるため、減損会計の適用は限定的と言われてはいますが、病院事業は極めて厳しい経営状況にありますだけに、本制度を十分認識する必要があります。

次に、引当金の計上であります。

現行では、引当金としては退職給与引当金と修繕引当金が認められていますが、任意とされています。しかし、将来の特定の費用であって、その発生の可能性が高く、事前に金額を見積もることができる場合、民間の企業会計同様、引き当ての義務化が適当とされたところであり、退職給与引当金のほか、賞与引当金、修繕引当金、貸倒引当金などが想定されます。

このうち、大きく影響するのが退職給与引当金であり、年度末に全企業職員が自己都合により退職するものと仮定した場合に、支給すべき退職手当の総額を計上することになりますが、地方公営企業において負担すべきものに限って引き当てを義務づけるとされており、一般会計部局との人事異動が想定される職員については、一般会計で退職手当組合負担金を支出しているため、実質的に計上されるのは、病院事業会計の医療職等に係る部分となります。

この場合、現在の職員で試算しますと、本市ではおよそ12億円を新たな負債として計上しなければならないものと見込んでいますが、経過措置が設けられ、最長15年以内で均等に分割し、計上することが認められており、約8,000万円ずつ段階的に引当金を計上することも可能となっているため、影響は緩和できるものと考えております。

次に、借入資本金制度が廃止され、これまで建設または改良のために発行した企業債及び一般会計等からの長期借入金も資本金として整理されておりましたが、負債に計上することになります。民間の企業会計では、社債や長期借入金は固定負債に整理されますが、地方公営企業は

株式発行により資本調達を行わないことや住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供するという公共的目的から、実質的に民間企業の株式資本金に相当すると考えられていたものですが、一方で、現実には債務として償還する義務があることなどから、借入資本金は負債となりました。

これにより、平成23年度決算で推計しますと、水道事業会計では、およそ29億8,000万円が資本から固定負債に、1億5,000万円が流動負債となり、病院事業会計では、およそ14億4,000万円が資本から固定負債に、3億7,500万円が流動負債となり、同額の資本が減少することから、流動資産と流動負債の差である不良債務の算定に影響を受け、病院事業においては、財務諸表上、不良債務の発生も見込まれるところであります。

今回の会計基準の見直しにより、民間企業と同じ目線で財務評価、分析が可能となる一方、経営実態には変化がないにもかかわらず、総じて資産の減少、負債の増加、資本の減少の傾向になり、見かけ上は財務状況が悪化することになります。

こうしたことから、今後の経営状況においては、会計上の再点検をしながら、実際の経営には大きな問題がないことや、このことが料金改定につながるものでないことなどを市民に説明する必要があるものと考えております。

また、健全化指標への影響であります。財政健全化法上、資金不足比率が20%以上になると経営健全化計画の策定義務が課され、地方財政法では資金不足比率が10%以上の地方公営企業は、企業債の発行が協議制から許可制に移行されることになっています。

算定は、基本的に流動負債と流動資産との差し引きによって資金不足比率の水準が決まりますが、新しい会計基準によると流動負債の増または流動資産の減を招き、資金不足比率を上昇させる要因となります。

しかし、会計基準の見直しにより指標が変動することは、制度の円滑な導入という観点からは適当でないことから、今回の見直しが指標に大きく影響することがないように調整されることになっており、翌年度償還企業債の流動負債への計上額は算入対象から除外する規定や、通常1年以内に使用される見込みの負債性引当金などは3年間の算入猶予の経過措置が設けられることで、健全化指標への影響を最大限抑制されるよう措置されています。

そこで、本市の場合であります。平成22年度決算における健全化指標では、水道、病院事業会計ともに、資金不足比率は発生していませんし、このたびの見直しによる影響はこれらの調整が図られるため、大きくは上昇しないものと見込んでいます。また、市全体の健全化を判断する連結実質赤字比率においても影響は少ないものと考えておりますが、これら指標の動向には今後とも注視してまいりたいと考えております。

次に、会計基準の見直しの実施時期についてであります。

制度の見直しでは、平成26年度予算・決算から適用とされていますが、早期適用も可能とされています。今回の改正は多岐にわたる大幅改正の上、専門的な知識を伴うため、改正の内容について十分に理解することが必要であり、現在、講習会への参加を初め、調査研究を進めて

いる段階であります。

移行するためには、会計システムの見直し、情報の整理、一般会計等との調整、会計規定の改正などが必要となり、計画的に準備を進めなければならないことから、本市での適用は義務化になる平成26年度の予算・決算からと考えています。

また、地域主権が進展する中、企業会計においても独立採算制の堅持と健全経営の確保を図るとともに、財政状況を明らかにし、情報を開示するなど、経営の透明性が一層求められています。

今回の企業会計制度改正のほか、公会計制度導入で、財務諸表作成や会計制度への専門知識を有する職員の確保は今後の課題であると認識していますが、こうした職員の養成は短期間では難しいことから、現段階では説明会や研修会などへの参加で専門知識を高めることに取り組んでいます。当面は基礎的な知識を習得した職員を増やしていくことが必要であると考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 井上議員。

13番（井上久嗣君） 実際には問題はすぐにはないということで安心はしましたが、先ほどの話ですと、連結実質赤字比率等、若干上昇してくるという関連も徐々に出てくるようですので、そのほうも注視しながら、ぜひ先ほど市民への説明という答弁もありましたけれども、議会議員も非常に難しい問題ですので勉強を重ねていかなければならないと思いますので、平成26年度へ向けて、またその後が大変な作業になるかと思えますけれども、きちっとした企業会計を進めていただきたいと思えます。

以上で終わります。

副議長（岡崎治夫君） 12番 菅原清一郎議員。

12番（菅原清一郎君）（登壇） 平成24年第2回定例会に当たりまして、通告した内容で質問をさせていただきます。

最初の質問は、災害時の緊急支援についてであります。

昨年は、3月11日に東日本大震災による津波による未曾有の災害や、日本各地でも1月には新燃岳の火山噴火、7月から8月には新潟県や福島県での洪水、そして秋には台風12号、15号による被害が発生、海外においても、1月にオーストラリアでの洪水、2月のニュージーランドでの大地震、7月にはミシシッピ川での洪水、大はんらん、10月にはトルコでの2度にわたる地震、11月にはタイの大洪水、そして12月にはフィリピンでの台風被害など、一年じゅう国内外において大被害の多い1年でありました。

本市では、市街地団地内での浸水や温根別地区での床下浸水や河川のはんらん、地すべりの発生がありましたし、近郊では、9月の台風では美瑛町や東川町、そして上富良野町での降雨による大水害がありました。また、一昨年には、音威子府村や東川町でゲリラ豪雨による災害によって尊い人命が失われているのであります。

これらの災害時に未然の防止や一時的な復旧にすぐに要請があり、災害時に出勤するのは地元の建設業者であります。本市でも過去において、災害時には建設業協会や管工事業協会への要請のもと、災害復旧に対応してきているのであります。

しかしながら、災害は想定外の発生でありますから、本市のような建設業者数が多い自治体はまだよろしいのでありますが、近郊の自治体には、災害時に緊急出動できる体制のある建設業者数が必ずしも整っていない状況にあります。むしろ、公共工事の大幅な減少によって、各企業の体質は保有機械力の大幅な減少と労働者数の減によって、要請があったとしても対応が厳しい業界の近年の状況にあります。

本日の新聞で、福祉施設との災害支援協定などが着々と進められていることはまことに喜ばしい限りにあります。本市では、建設協会や管工事業協同組合との災害時の派遣協定の締結をしているのでありますが、近郊の自治体との応援体制を整えておくことも必要だと思えます。

広域圏での災害時の派遣協定締結をしておくことで、各地に工事に入っている他市町村の建設業者の速やかな支援が受けられるのではないのでしょうか。要請がなければ、実際には災害復旧等の奉仕作業はできないのでありますし、もしも勝手に、あるいはボランティアでの作業中などに業務災害が発生しても、労働災害等の適用もされないわけでありますことから、上川管内での建設業者の災害協定とあわせて、広域自治体間の災害派遣協定の締結をすべきだと思っておりますが、市長の考え方をお聞かせください。

次には、緊急災害時のそれぞれの重機や機械工具、オペレーターに労働者数なども把握しておくことが必要ではないでしょうか。朝日町時代には、先ほどの内容のほかに、保有する発電機や水中ポンプに土のうやスコップの当てまで、災害時の支援できる各社の保有能力を毎年調査把握していたのであります。

本市では、災害時のために発電機などの購入配置を今後予定しておりますが、数の問題や管理問題にしても限りがありますし、緊急時にすぐにエンジンがかかるのかも心配なことも予想されるので、この各企業の体力度と申しますか、能力調査をすることで、それぞれの事業者においても、災害時に対する設備と認識度が改められ、速やかな対応がされ、各社の保有機械等の有効活用によって、災害を最小限におさめられると思えますので提案したいと思っております。

災害は忘れたころにやってくる、備えあれば憂いなしと言います。これから本市も含めて、この地方に災害が発生しないように願うとともに、災害時の緊急支援についての質問であります。本市だけの問題とせず、この機会に広域圏での災害派遣協定の締結を強く要請しての質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えいたします。

まず、広域自治体間の災害派遣協定についてであります。

自治体間の災害派遣については、平成9年から災害時等における北海道及び市町村相互の応



援に関する協定が、北海道と道内全市町村において締結されています。この協定により、被災した市町村が単独で十分な災害対策などを行えない場合には、各種物資や機材の提供及びあっせん、職員の派遣など、必要な支援を北海道や市町村が互いに行う体制が構築されています。

この協定は、あくまでも自治体同士の応援協定であり、建設業などの民間企業を含めたものではありません。民間企業との応援体制について、士別市においては、士別建設協会、朝日町建設協会、士別市管工事業協同組合、士別電設業協会と市内で発生した災害への対策に関する応援協定を締結しており、他の市町村においても、それぞれの地域で同様の協定が締結されているものと考えているところであります。

しかしながら、大規模な災害が発生し、被災地域の防災力だけでは対応が困難となった場合を考えると、近隣の建設協会などの民間団体と応援体制を整えることが、広域での防災力の向上に必要なことは、菅原議員のお話のとおりであります。

こうした体制の整備については、全道的に進めることが重要であります。まずは士別市と名寄市を中心市として2市9町2村で構成する定住自立圏協定の項目として新たに盛り込むよう、名寄市及び他の構成自治体と協議したいと考えております。

あわせて、更に広域的な体制整備を実現するための手法について、上川総合振興局の防災部局と協議を進めてまいりたいと考えています。

次に、民間企業が保有する機材等の数を把握すべきとお話がありました。

市では、現在、避難所等で緊急時に使用するための携帯型の発電機や投光器、毛布など、一定の機材を保有し、施設維持センターにおいて保管管理を行っております。また、今年度から5カ年の計画で、保有機材を充実し、規模の大きな避難所や朝日総合支所、各出張所を中心に配備する予定であり、あわせて機材の保守点検についても専門業者に依頼し、緊急時の使用に備える考えであります。

市が保有する機材で対応できない場合には、民間企業に機材の確保や調達をお願いすることになりますが、各社がどれだけの機材を保有しているのかについても先般調査を行い、その数を把握したところでありますが、議員の御提言にあった重機オペレーターの数の把握には至っていない現状にありますので、今後対応してまいりたいと考えております。

こうした体制のもと、万が一の災害の場合には、迅速で的確な災害対策が可能となるよう、なお一層努めてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君） 市長からは今答弁がありまして、この災害派遣協定については、士別市、名寄市を中心とした2市9町2村で構成する定住自立圏の協定の項目の中に入れたいという踏み込んだ発言がありました。どうかこの機会に管内と言わず、全道それぞれの自治体間での協定も私は必要ではないのかなと思うわけであります。

最近の建設業界が非常に脆弱な企業体質になっている、あるいはまた、機械の保有台数が非

常に少なくなっている、それとあわせて、オペレーターの数も非常に減少している中でありますので、この機会にどうぞ全道市長会等々を通じて、もう一步踏み込んだ広域圏での取り組みをしていただければ、なおさら強固な形になると思うんですが、市長はいかがでしょう。副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 菅原議員の再質問にお答えをいたします。

災害が発生いたしますと、先ほどの御提言のとおり、それぞれ機械力を有する、あるいはオペレーターを有する機動力のある建設協会等々の御支援を賜って、いかに早く処置をし、災害を最小限に食いとめるかというのは重要な課題であります。

先ほど答弁申し上げましたとおり、士別市においては、おかげさまで士別・朝日両建設協会等々の応援協定をいただいておりますので、この体制が結ばれているのでありますが、今、自治体間については先ほど私が御答弁申し上げたとおり、北海道を中心にしながら全道市長会、全道町村会が結んでいますので、すべての北海道の市町村においてはお互いの災害時に応援できるのでありますが、より一層この定住自立圏構想の中でも、自治体間の中でより一層、その応援態勢を組もうということで、今、一步踏み込んだ答弁を申し上げました。

問題は、先ほど菅原議員お話しのとおり、例えば別な地域にお仕事に行っていて、そこで災害に遭ったとき、建設協会とその地域が応援協定を結んでいないがために、万が一の事故のときの補償等々も含めた労災等の関係にも影響を及ぼしてくるというお話もいただきました。

そこで、私も調べてみたんでありますが、建設協会は旭川地区でそれぞれ集約をされ、なおかつ北海道建設協会の中に、これまた全道の建設協会が加盟をしているというお話も伺っておりますので、できれば今お話しのとおり、北海道市長会あるいは北海道町村会それぞれがすべて加入していますから、北海道の建設協会の協議会と応援協定を結ぶことによって、どこの地域でもそれがスムーズに今度はとり行えるということもあり得ると思いますので、北海道市長会の中で私のほうからも御提言申し上げていきたいと、こう考えています。

以上です。

副議長（岡崎治夫君） ここで、昼食を含め、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 0 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

副議長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

菅原議員。

1 2 番（菅原清一郎君）（登壇） 次の質問は上下水道についてであります。

過去の定例会や予算・決算委員会において質問したのでありますが、今回は、生命を維持していくための水を、市民がこのまちに住み続ける、あるいは他地域から移住する地域の最低条

件を整える必要性などを確認するための質問をするものであります。

蛇口を開ければ水が出てくるのが当たり前の世の中ではあるのですが、一方では、飲料水の確保のために大変な御苦勞をなさっている方もたくさんいらっしゃるのであります。市内の上水道の管路が引かれていない地域の問題点を何点かお聞きして、近い将来には安心して市内のどこでも生活できる状況にするために質問し、強く上水道管の設置を要望するものであります。

市内上水道の管路延長を毎年のように新設、あるいは布設がえなどにより整備はされているのでありますが、それぞれの地域別に管理している管路の延長はいかほどになっているのでしょうか。そして、現時点での上水道、地下水あるいは朝日地区のような利用組合などの水道利用戸数はどうなっているのかお聞かせください。あわせて水道料金の徴収利用戸数もお聞かせください。

そこで、問題は、水道利用者は何の不自然ではないのでありますが、御自分で水の確保のために大変に苦勞している方が意外に多いのであります。山からの沢水を、あるいは地先にポンプを打ち井戸水を利用している方も相当数があるのであります。飲用の井戸等の設置者数は全市での総数が763戸となっておりまして、全体の7.8%でありまして、利用組合加入戸数が61戸の0.6%となっております。恐らくは、組合は朝日地区だけだと思います。

以前に質問したときには、水は自分で用意するものとお答えをいただきました。全く人間ですから、生き抜くためには、まずは水を確保するのは必然であります。しかし、いつの世になっても水の問題が取り上げられるのはなぜなのでしょう。安心・安全にこのまちで暮らすためには、全市民に安全な水を届けることがなかなかできない状況にあります。

飲用の井戸や沢水の利用しかできない地域は、整備地区6戸を含めた上土別地区の260戸、全体の31.6%が一番多く、次いで朝日町地区が129戸、15.7%、中土別地区が100戸、12.1%、以下、下土別が88戸、温根別が81戸、多寄が71戸、武徳が58戸、そして川西地区が37戸の824戸が自前での水を確保している状況にあります。

市内全戸対比してのパーセンテージは8.4%であります。何戸以上だとか、費用対効果が期待できないだとかの言葉は絶対に市民にはするべきではありませんし、可能な限りの安全な上水道の供給をする努力をしてほしいのですが、いかがでしょうか。

一例であります。上土別の道道上土別ビバカルウシ線の管路の終点は玉置宅までだそうではありますが、この先の旧家はすべてが沢水やボーリングによって水の確保が自前でやられております。私ごとで恐縮ではありますが、息子が南沢の入り口に空き家の農家を改造して住む際に、やはり水がありませんでしたので、近隣の利用者の方々をお願いをしてポンプでくみ上げているお宅から分けていただきました。工事額も相当額がかかりましたが、何とか水の確保はできたのであります。2年経過した現在も安全な水ではありませんで、不安な状況で生活している状況にあります。

そんな南沢地区ですが、昨年度末に新築1戸が完成し、更に先般、本州からあの地域に移住

希望者が来年度の早い時期に住宅を新築し、退職後の生活拠点としたいとの御相談があったのですが、問題点が上水道が設置されていないのが非常に心配されておりました。

各人の自由に住宅を新築することにすべてが水道施設は無理だとは思いますが、本市の上水道に関する基準の緩和や新設の方針などを、この機会にお聞かせください。

更に、新年度の予算時には、朝日地域の利用組合に補助によって支援策を講じたように、地下水や山間からの利用者組合にも必要に応じての一定の支援をするべきだと思いますが、建設的な考え方をお聞かせください。

次には、全国各地において災害が発生し、住民の生活に大きな支障を来している中で、本当に本市には大きな災害もなく大変喜ばしいのであります。こんなときだからこそ、水道も広域的な利用ができ得るような整備を、各自治体や地域間での上水道の接続をしておくことができないかという提言であります。

本市の中では、朝日町と上土別間の水道管の接続は絶対にやるべきだと思うのであります。確保、提供水量の問題はあるにせよ、早急に管路延長をして接続して、災害時の対策として整えておくことが大切であります。

多寄地域も、日向の取水池上流の民間山林の造材がおおむね終了して、現在も春先には相当の泥水の流入があって、利用が不可能な状況にあったと聞いておりますが、取水施設周辺の状況をこの機会にお聞かせください。

その後の利用にはどんな状況だったのでしょうか。問題点があれば、お聞かせいただきたいと思うのであります。

平成14年には、多寄地区の水源水、濁水対策として上土別地区と連絡管で接続し、濁水時には上土別から送水し、多寄地区の安全給水を図っており、加えて現在は、降雨時には多寄の水源水が高濁度となり処理不能となっていることから取水停止をし、その際には全量を上土別から送水していると聞いております。

しかしながら、現在使われている上土別多寄間の連絡管については、多寄地区の濁水や高濁度時などの緊急時に限定されており、長期間賄えるだけの施設能力ではないことから、多寄地区の恒久的な安定給水の確保のために、現在、土別上水道と多寄地区の連絡管による接続工事を実施しており、この工事が完成すると、多寄地区は土別上水道からの送水を基本に、更には上土別地区からの送水も可能となるもので、安定的な水が供給されるそうで、まことに喜ばしい限りであります。

本市の中でも、二重三重の対策を講じていることから、広域的な観点から、将来的には温根別地区から剣淵西原間は約3キロメートルくらいだと聞いております。広域圏での水対策としての緊急時のために、両市町で管路の延長接続をしていくことが可能なような気がするのですが、このことも問題提起しておきますので、考え方をお聞かせください。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 小山内建設水道部長。

建設水道部長（小山内弘司君）（登壇） 私から上水道についての御質問についてお答えいたし

ます。

最初に、地域別に管理している管路延長と水道利用戸数、水道料金の徴収利用戸数についてであります。それぞれ平成23年度末の実績で申し上げますと、管路延長につきましては、土別、温根別、川西地区で約204キロメートル、多寄、上土別地区は103キロメートル、朝日地区は16キロメートルの計323キロメートルであります。

水道等の利用戸数についてであります。水道利用数は8,910戸、飲用井戸等利用数は763戸、水道利用組合施設利用数は61戸の計9,734戸となっております。

水道料金の徴収戸数につきましては、水道利用者の8,910戸となっております。

次に、上水道に関する基準の緩和や新設の方針についてのお尋ねがございました。

水道事業の経営に当たっては、採算・不採算や市民の平等な負担など、適正かつ能率的な運営に努め、常に企業の経済性を発揮しなければならないことから、住宅等を新築され、水道を引く場合は、水道事業者が布設した水道管から個人負担により給水装置工事を行っていただくこととし、個別の要望には応じないという基準は現在まで緩和していないところであります。

このようなことから、菅原議員お話のありました新たに土別市に移住されてくる方々の水道要望につきましても、その対応は困難な状況にあると言わざるを得ないものであります。

また、水道事業が行う新設工事の方針についてであります。水道水の安定供給のため、管網形成や公道内における給水管の漏水、ふくそう化、地下凍結対策など、水道事業が維持管理上必要とした場合に新設工事を行っております。

次に、地下水等の利用者に対し、朝日地区の水道利用組合に対して行っている支援策が講じられないのかのお尋ねがありました。

朝日町の水道利用組合施設につきましては、当初、個人で井戸などにより水を確保しておりましたが、米の生産調整などによる畑作転換などにより湧水や水質が悪化したことから、国や道、朝日町、受益者の4者負担により、組合に対し、水道施設を建設したものであります。

また、施設運営についてであります。電気料金の負担や浄水場施設などの管理業務は組合員によるものとし、浄水場や機械などの基幹施設の改修が必要となった場合には、その費用を市が負担している実態にあります。

現在のところ、菅原議員お話しのとおり、個別世帯ごとの要望にはおこたえすることは難しい一面もありますが、他市町村などの事例も参考に助成制度について検討してまいります。

次に、災害対策の観点から、朝日町と上土別町間の水道管の接続について御提言がございました。

両町の浄水場の施設能力は、相互に水量を融通するだけの余裕はあるものの、施設の高低差では、朝日浄水場が35メートル高い位置にあり、仮に上土別側から朝日町に送水する場合には、ポンプアップなどの加圧装置が必要となり、更に一度送水を開始した場合には、水道管内の汚染防止のため、塩素消毒した水道水を常時送水する必要が生じるなど、課題も多い状況にあります。

なお、甚大な災害が発生し、水道施設に大きな被害を受けた場合には、南は深川市を初めとした空知、上川、留萌、宗谷管内の7市23町1企業団で構成される日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会の災害時相互応援に関する協定に基づき、応急給水や復旧が迅速に遂行される体制となっているところであります。

菅原議員御提言のとおり、災害対策の観点から考えますと、水道管の接続を行い、災害に備えるのがよいと考えますが、先ほど申し上げました課題や災害相互応援体制が講じられていることを踏まえまして、今後調査研究してまいりたいと存じます。

次に、多寄簡易水道施設の取水池周辺環境についてであります。

取水施設上流域の民有林の伐採は、平成19年から平成21年の3カ年で161ヘクタールについて伐採、造林の届けがされ施業されましたが、平成22年度以降は届け出がされていないところであります。しかしながら、降雨時には川の水が高濁度となり取水停止となることから、その実態を土地所有者にお伝えし、平成22年には簡易取水施設の設置や伐採を控えていただくなどをお願いし、協力を得られましたことから、平成22年度以降の取水停止日数は減少している状況であります。

長年地域の皆様に御心配と御迷惑をおかけしておりましたが、今年度計画している多寄地区の簡易水道統合整備事業が完成いたしますと、多寄地区に必要な水道水は全量、土別上水道から安定給水されることになるものであります。

次に、自治体間の広域的な水道整備の観点から、温根別地区と剣淵町の管路の接続について問題提起がございました。

自治体間の広域的な水道設備とは言えませんが、平成15年に当時の日本道路公団が剣淵町に北海道縦貫自動車道土別料金所を建設する際に、剣淵町からの給水が困難で、土別市からの給水ができないかとの要請があり、この要請を受け土別市の給水区域を剣淵町の一部に拡張し、料金所ほか2戸へ行政区域界を越えて給水を行っております。

また、平成22年9月には、北海道が主催する水道事業に係る地域別会議が開催され、水道の広域的整備についての協議が始まったところであります。

この会議では、北海道を6地域21圏域に地域分けし、土別市は道北地域の上川北部圏域2市4町1村に所属し、この圏域において災害に強い水道事業体とするために、経営、管理の一体化や浄水施設等の共同化を図るなどの広域的な水道整備連携の検討を開始したところであり、さまざまな広域化の形態について調査検討されていくものであります。

議員お話しのように、災害時の相互給水の観点から、広域的な水道整備は必要と考えておりますので、今後ともこの会議の中で協議してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君） 確認と質問を2点させていただきます。

沢水とか地下水への今後の支援は考えていきたいということで、大変喜ばしい答弁であった

と思います。

ただ、お聞きしたいのは、上土別からの送水管が今度土別浄水場から配水されるということになると、その管の扱いはどういうふうになっていくのか、どういう形でこれを維持していくのかというのが1点と、もう1点は多寄の取水施設の関係であります。土別からの浄水場からの送水となると今後あの施設は不要になるのか、そして、その扱いはどうされていくのか、確認の意味もあわせて2点お聞かせください。

副議長（岡崎治夫君） 小山内建設水道部長。

建設水道部長（小山内弘司君） 再質問にお答えいたします。

最初に、上土別と朝日の管の接続の部分でございますけれども、接続した部分については、浄水場の扱いとなります。

それから、2つ目、多寄の施設ですけれども、これにつきましては自治体改革会議の中でも今検討されているところですが、土別市とつながれば土別の浄水場が行くということで、維持管理にも相当多額なお金もかかりますし、施設も古いということから、一応廃止という形で今現在検討を進めている最中でございます。

以上でございます。

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君）（登壇） 次の質問は、交通安全施設についてであります。

昨年度の土別警察署管内の交通死亡事故は7名の方が亡くなりました。市内各所においての市民総ぐるみで交通安全運動や各種対策を講じてはいるものの、大変に残念な結果でありました。本年は幸いに、死亡事故死は本市ではゼロであります。残念ながら土別署管内の剣淵町で6月12日に交通事故死が発生いたしました。

6月20日現在の交通死亡事故者数で、ワースト第1位が愛知県の103名、第2位が埼玉県の93名、第3位が残念ながら北海道で79名、特に北海道では6月に入ってから急増している状況でございます。

土別署管内では、12日現在の交通事故の関係であります。人身事故件数は21件発生しております。けが人数は33名となっております。物損事故件数は5月末で大幅に増加して468件となっており、一步間違えますと重大な事故に結びつくことから緊急事態であると認識しております。

交通安全活動は、本市では市民部環境生活課が担当して、少人数というよりは、主には1、2名で大変に御苦労いただき頑張っているのであります。事故防止には地道な日ごろからの活動が必要であることから、市の職員体制にも問題があると感じております。

担当課のみならず、各課に交通安全担当職員の設置を望みたいのですが、いかがでしょうか。市職員みずからが率先して各種安全活動に励んでいただき、事故死ゼロを常に合い言葉に、悲惨な交通事故防止に総ぐるみで取り組むことが大事であります。

そこで、本来の質問であります。交通安全施設に目を向けてみますと、各所に施設の問題

点や危険箇所の対策が不十分なことから、交通弱者が利用する歩道については、主要市道の歩道整備の設置状況はどうなっているのでしょうか。更に、その総延長に対する達成度はいかほどになっているのでしょうか。そして、維持管理巡視や補修等への流れはスムーズに行われているのでしょうか。

合併して本市の面積は大幅に増加して、歩車道の延長も相当な管理をしなければいけないことから、今後の維持センターだけでは限りもあることから、民間も巻き込んだ監視、情報の連絡体制も必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

危険箇所への信号機の設置については問題点があるようではありますが、今日まで何度かの交差点の出会い頭の事故が発生していることから、早急に設置すべきとの要請の質問であります。

その場所は、朝日上土別南1号線と道道上土別和寒線27線交差点でございます。土別滝ノ上線が並行していますが、合併後に3カ年で道路改良し、幅員も広く、冬には大型視線誘導標も設置され、朝日地区住民は道道より南1号線を通行する車両が多いのであります。

その交差点は、南1号線側の一時停止であります。交差点の見通しが悪く、特に冬期間は交差点に積雪され、視界確認が非常に悪いのであります。道道通行車両は上土別大成から橋を渡り、カーブであるために減速しても、南1号線から飛び出してくる車両の確認が出来ることなどから、これまで衝突事故が発生しております。幸いに重大事故へとはなってはおりませんが、一日も早い交通信号機の設置を望むものであります。御見解をお聞かせください。

次には、冬期間の除雪事業者が安全に除排雪作業ができるように、大型視線誘導標の未設置道路へのお願いであります。

今年の冬はこの地に長年住んでいる者でも経験がないような荒れた大雪な年だったと思っております。自分たちが猛吹雪の中での目印の1つに大型視線誘導標があります。1基設置するのに20万円以上もすることから、市財政の厳しい中ではあります。悲惨な事故対策の上からも大変に効果大なる設備であります。

朝日地区のように目印や住宅等の少ない地域の道路には特に必要不可欠な安全対策施設であることから、朝日で言えば北線道路などが挙げられますが、市内の、それも少なくとも主要な道路には設置すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。この機会に設置基準や対策はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

更に、南1号線などはスノーポールなどが設置しておりますが、設置間隔や種類などが混同していますし、部分的にはない区間が多いことから、冬期間には視界不良で道路から逸脱している車両も多いことから、統一した整備が急がれます。

また、市内各所の危険箇所への安全対策として考えられるさまざまな対策をすべきだと思います。交差点の視界不良の位置には、警戒予告標識や道路への路面マーキングなどや一時停止などの標識の大型化などの対策を講ずるべきだと思うのであります。考え方をお聞かせください。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 小山内建設水道部長。



建設水道部長（小山内弘司君）（登壇） 交通安全施設の御質問のうち、主要市道の歩道整備の状況と達成度について及び朝日北線地区など大型視線誘導標の未設置対策と設置基準については私から、交通安全施設の職員配置、朝日上士別南1号線と27線交差点信号機の設置及び一時停止標識の大型化や路面マーキングにつきましては市民部長から御答弁申し上げます。

最初に、歩道整備についてであります。特に学校、幼稚園、保育園、福祉施設、公共施設、医療施設などの配置状況に配慮し、歩行者の多い箇所のほか、郊外部においても学校や集落からの距離を考え、通勤・通学においての利用状況を考慮して整備を進めているところであります。

現在、歩道整備の基本としているのが市内中心部並びに郊外も含めまして、通勤・通学路として利用者の多い路線を中心に、国土交通省と公安委員会による交通事故防止に向けた特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定制度に基づき、交通安全施設整備を進めているところであり、本制度の内容といたしましては、事故死傷率が高い幹線道路を1号道路、単位面積当たりの事故死傷率が高い一定の地区内の道路を2号道路、学校、幼稚園、児童公園等が多く、周辺道路で交通がふくそうしている道路を3号道路としての指定を受けることにより、歩道整備等における国の社会資本整備交付金制度での採択が優先される制度であり、このうち本市が指定を受けておりますのは1号道路及び3号道路となっており、この指定に当たりましては、道路管理者及び北海道公安委員会が協議を行い、整備方針を定め、国土交通省の認定を受け、おおむね5年に1度指定の見直しを図る制度となっております。

そこで、指定道路における本市の歩道整備の設置状況といたしましては、計画対象路線数は37路線ございまして、このうち市街地内の31路線について申し上げますと、歩道の計画延長が23.1キロメートル中、設置済み延長が16.7キロメートルで、達成率としては約72%となっているところであります。

この事業に伴う歩道の整備幅員につきましては、2メートル以上が標準とされておりますことから、現在進めております南町東1号線歩道新設工事も幅員2.5メートルの3号指定道路として、平成21年から平成25年の完了に向けて社会資本整備総合交付金事業として進めているところであります。

また、指定道路になっていない歩道につきましても、地域の要望等や通学路としての安全確保から継続して実施してきておりまして、北大通り歩道拡幅事業や本年度より着手予定をしている11丁目通り歩道拡幅等も鋭意進めている状況でございます。

次に、歩道の維持管理巡視や補修等への流れはスムーズに行われているかとの御質問につきましては、朝日町との合併後、広大な行政区域となり、市道の総実延長は837.8キロメートルに及び、さきに御説明いたしました特定交通安全施設等整備事業路線以外も含めた歩道延長も59.6キロメートルとなり、これらの維持補修、安全、パトロールにおいては、通常の維持センターのみならず、土木管理課職員によるパトロールの実施を行う中で速やかな補修を心がけて、事故の未然防止に向けた取り組みに努めているところでありますが、限られた職員数での巡視

業務となることから、市のホームページや広報等を通じまして、職員はもとより、地域担当職員を通して市民からの情報の協力を得るなどいたしているところではありますが、更に民間事業者の方々への協力を呼びかけるなどいたしまして、情報の把握に努めてまいります。

次に、大型視線誘導標の未設置道路への対応についてであります。

菅原議員お話のありました朝日地区北線道路につきまして、住宅等の少ない路線で大型視線誘導標が設置されていないことから、除雪作業に伴う事故の防止にかかわり、少なくとも主要な道路には設置すべきとお尋ねがありました。

設置基準といたしましては、視線誘導標設置基準により、運転者の視線の誘導、冬期間の吹雪による視界不良障害により道路からの逸脱・事故等を防止目的として、交通量や道路の線形等を考慮し設置すること、特に設置基準では、積雪量が多い地域または吹雪による視界不良障害の多い道路、また直線道路にあっても最大設置間隔は80メートル以下が標準となっております。

本市での設置してきた経緯につきましては、比較的新しく道路整備を実施している路線の区間は、事業に合わせ大型視線誘導標を標準として設置してきた経緯もございますが、土別市街と朝日市街を結ぶ市道朝日上土別南1号線などは延長も長く、施工年度の違いや異なる事業採択を受けていることから、設置されている視線誘導標の形式の違いもあり、低い伸縮型視線誘導標と大型視線誘導標とが混在して設置されているところがございます。

菅原議員お話しにもありますように、これらの主要な道路には大型視線誘導標設置による統一した整備が必要と認識しておりますが、整備事業費等の課題もあり、早急には難しい状況もありますことから、今後大型視線誘導標の新設並びに更新について、交付金制度などで採択が可能かなどにつきまして調査をしてみたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） お答えいたします。

まず、各課に交通安全推進の職員を配置してはとの御提言であります。

悲惨な交通事故を防ぎ、市民の安全を守るためには、全市民が一丸となった運動が重要であり、市の職員にあっては、その模範となるべく率先して交通事故防止に取り組んできたところでもあります。こうしたことから、これまで市も一事業者として各部に11名の安全運転管理者、副管理者を配置しているほか、庁内連絡会議、各部での朝礼、全庁メールなどで交通安全を徹底するよう、機会あるごとに呼びかけをいたしております。

そこで、職員の配置についてであります。お話のように、事故防止は日ごろからの取り組みが重要でありますので、まずは各部の庶務担当課長などを通じ、全庁的な交通安全活動の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、朝日上土別南1号線と道道上土別和寒線との交差点における信号機及び予告標識の設置と視界確保についてであります。

お尋ねの交差点につきましては、三方の角地に住宅及び庭木等があり見通しが悪く、また冬期間において地吹雪なども多く見られるところであります。

そこで、信号機の設置についてであります。信号機は北海道公安委員会が判断し設置することから、土別警察署と協議をしたところ、同交差点における交通事故は、本年3月6日に車両同士による事故が1件発生したものの、過去3年間事故はなく、規制や警戒標識及び大型の一時停止標識も整備されており、信号機の設置は難しいとの回答を受けたところであります。

しかしながら、同交差点付近は、市道南1号線を整備して以来、交通量が増えるとともに、市道側が優先道路と勘違いをしやすい状況であり、これまで事故件数は少ないものの、一たび事故が発生すると重大事故になることが懸念されるものであります。

昨年は全道で交通死亡事故が減少する中、本市では4名の尊い市民の命が失われたところであり、こうした危険箇所の安全対策には万全を期さなければならないもので、市としても冬期間の除雪による視界確保に努めるほか、今後引き続き土別警察署などと協議を行うとともに、道道側の交差点予告標識及び路面標示の設置について、道路管理者であります北海道へ強く要望をしまいたいと存じます。

次に、視界不良箇所への警戒予告標識や路面マーキング、標識の大型化についてであります。

規制標識及び路面の規制標示は、北海道公安委員会が判断し設置されるものであります。警戒標識及び路面の警戒標示は道路管理者が設置するもので、これまで事故が多発する路線や交差点など、安全の確保が必要な箇所には対策を講じてきたところであり、スピードの抑制や交通安全意識に大きな効果があるものと考えております。

お話にありましたように、土別署管内の5月31日の物損事故は昨年より200件多い1468件という状況でありますので、今後におきましても、車両の通行状況や道路状況を常時点検把握し、土別警察署を初め関係機関と協議の上、更に交通事故抑制効果の高い標識や路面マーキングなどについて検討し、適切な措置を講じてまいります。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君） 1点だけ再質問をさせていただきますが、要請になるかもしれませんが、そのすべての交通安全施設には、警察署の許可じゃなくて、交通安全委員会の認可が必要だということで、なかなか地域の要望がされていない、昨日の質問でもありましたが、その地域の要望がなかなか取り入れていただけないということではありますが、ぜひとも事故が発生してから騒ぐのではなくて、ぜひこの機会に27線の交差点については何らかの対策を講じてほしいと思っています。

私どもが考え得る最低限の対策として、赤色灯の回転灯を回すとか、運転者に何らかの形で予知するための方策をとっていただきたいと思うのであります。現時点で市が直接かわれるこういう安全対策について、何かこの問題については、今言ったような回転灯等が設置できるものなのかお聞かせください。

副議長（岡崎治夫君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君） お尋ねの市ができる部分という部分では、市が道路管理者としての部分になりますけれども、規制標識ではなく警戒標識、あるいは、ここはこの先交差点がありますよ、死亡事故が多発しています、交通事故が多発していますというような、そういったような警戒する標識、警戒看板等は可能で、警察との協議の上で市の判断で設置ができます。

それらについて検討したいと考えておりますし、今、お話ありました赤色回転灯、これにつきましても市道側のほうであれば市の判断で設置できるということでもありますので、それらについて、赤色回転灯はよくほかの自治体で、関係団体、交通安全協会とか、そういうところでも設置しているところがあります。そういうことで、市のほうとしても現状を再度確認して、一番注意喚起につながるような方向を関係団体とも協議して、対策を講じたいというふうに考えております。

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君）（登壇） 最後の質問になります。

パソコンの高速化、テレビの地デジ化、携帯電話の不感地域解消の対策についてでございます。

携帯電話の不感地域は、時間はかかってはいるものの、随分と解消されてきていることは評価したいと思っております。本市の行政面積は1,120平方キロメートルの広範囲であり、しかもその約75%が山林であることから、電波障害や届かない地域条件下の中であることから、100%の通話を求めるほうが無理なのかもしれません、残り少ない不感地域となっている状況でありますので、今後も頑張りたいと思っております。

不感地域は、調査したところでは、朝日町地区では南朝日甲一線で1戸、三栄地区で7戸、茂志利地区で5戸の合計13戸となっておりますし、上土別地区では大英地区で1戸、温根別地区では北温地区で7戸でありまして、本市の不感全体戸数は21戸となっている状況にあります。

市内全戸数からしたら、21戸ですから、よくぞここまでなったなという思いもあります。今後においても、携帯電話の不感地域の解消のためには、どんな手続や運動をしていかれるのかをお聞かせください。あわせて、今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思っております。

次には、地デジ難視聴解消についてであります。

最初に、地デジ未解消地域とその戸数についてお知らせください。

難視聴地域やその戸当たり対策としては、今日まではどのような対策がとられてきているのでしょうか。無線共同施設や有線共同施設など、そのほかにもそれぞれに対する対応で解消はされてはいるものの、テレビは視聴可能な全チャンネルが住民の要望であることから、一日も早い難視聴対策を講じていただきたいのであります。

この機会に、国の地デジ化で難視聴対策をしてきた内容と、住民負担とあわせて市の負担額はいかほどになっているのかもお聞かせください。

次には、パソコンの高速化についての質問であります。

IT化に関する情報機器は日進月歩の今日であります。しかしながら、パソコンの高速化については地域間格差が大きくて、残念ながら光通信網にはほど遠くて、いまだにISDNでの地域がたくさんあるのであります。せめてADSL回線が使えるとよいのでありますが、この機会に市内の現状を確認してみたいと思います。

光回線の可能な地域と利用者戸数、ADSLの利用可能地域と現状の利用戸数、更にはISDNの地域とその戸数もお知らせください。

光通信が可能な地域は市街地でもそのエリアが限られていると思うのですが、市内の市街地区にも最近そのエリアが拡大したと聞いておりますが、NTT等に対しての住民要望や行政支援はどんな活動がされてきたのでしょうか。

以前、朝日町地区にISDNから現在のADSL通信に格上げをするときに、住民運動をした経験を持っているのでありますが、大変にそのハードルに対しての住宅戸数や利用者数の絶対数が不足していたことで随分苦労をしたことを覚えております。

今後、それぞれのISDNからADSLに、そして光通信にグレードアップしていくために、本市ではどんな住民運動が必要なのでしょう。それに、行政側の支援やNTTに対する陳情要請を早急に進めてほしいのでありますが、今までの運動した実績も含めて、その内容を詳しくお知らせください。

また、岩尾内ダムや北海道企業局のポンテシオ発電所や岩尾内発電所が札幌からの遠隔操作によって管理されている天塩川沿いには、光通信ケーブルが設置されているのでしょから、それらの利用も含め、ぜひとも早い機会にそれぞれの通信網のグレードアップ化を進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

ただ、こんな時代になってもIT化に格差があることも事実なので、光にならない、あるいはISDNしかだめな理由はどこにあるのでしょうか。それぞれにあるNTTの設置条件もこの機会にお知らせください。

以上をもちまして、私の質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答えをいたします。

本市の携帯電話不感地域解消の取り組みについては、平成19年10月及び平成21年9月の2回にわたり、NTTドコモに対して、解消に向けての要望活動を行いながら整備が進められてきたほか、平成22年度には国の臨時交付金を活用し、基地局間を結ぶ伝送路整備等を実施した結果、市内のほとんどが通信可能エリアとなったところであります。

しかしながら、山間部など地形の関係から解消されていない地域が依然として残っており、通信事業者にあっては、費用対効果の面からその解消は難しいとお聞きしておりますが、市といたしましては、今後も通信事業者に対して、不感地域解消に向けた要望活動を継続してまいりたいと考えております。

次に、地上デジタル放送についてのお尋ねであります。

初めに、地デジ未解消地域とその戸数についてお答えします。

本市における未解消地域としては、西士別町、朝日町茂志利地区、上士別町大和地区などがあります。

西士別町においては、北海道テレビ受信者支援センター、いわゆるデジサポで実施した受信点調査において、電波が弱い放送局があったため、地デジ放送推進協議会にその旨報告し、西士別町の17戸を難視聴エリアとして対策を講じることとし、現在有線共同聴視での解消について検討しているところであります。

朝日町茂志利地区の11戸については、昨年より受信点を調査しているところでありますが、受信点が居住地から離れた場所であるため、地デジ協議会においてその対応が検討されているところであります。

上士別町大和地区16戸については無線共同聴視方式、同じく大英地区1戸については個別受信方式による対応とし、現在それぞれ着工に向けた作業を進めており、年内の完成を目標としています。

そのほか、デジサポからの情報提供により、西士別町学田地区や南士別町不動付近、温根別町白山地区など、点在する6戸を把握しているところであり、現在それぞれ地デジ協議会において対応が検討されています。

次に、難視聴対策の内容と住民負担及び市の負担額等についてのお尋ねであります。

難視聴地域の解消対策としては、朝日町三望台地域での無線による辺地共聴施設整備、朝日町北線地区や南朝日、三栄地区などの辺地共聴施設及び市立病院など建物の影響により視聴できない区域の建物共聴施設のデジタル化を実施してきたところであり、これらに係る市の負担額は、平成21年度から平成23年度までの決算額で3億3,355万4,000円となっており、財源の内訳としては、国庫補助金1億1,650万円、地方債1億8,600万円、そして一般財源で2,700万円となっております。

また、住民負担につきましては、辺地有線共聴の加入世帯には、視聴開始時に工事負担金として3万5,000円を御負担いただくことになっておりますが、NHK受信契約世帯にはNHKから2万8,000円の助成金がありますので、実質負担額は7,000円となります。

テレビデジタル化については、国の調査・対応により、難視聴地域解消が進められており、市といたしましても一日も早く難視聴地域が解消できるよう、国と連携を図りながら対応してまいりたいと存じます。

次に、パソコンの高速化についてです。

まず、光回線などが利用可能な地域及び利用戸数についてお答えいたします。

現在、北町の一部を含む市街地域においては光回線が利用できる環境となっており、その利用戸数は約1,800戸となっております。一方、ADSL回線が利用できる地域は、通信局舎からおおむね5キロメートルの市街地のほか、上士別町、多寄町及び朝日町の各市街地で約1,100

戸の利用があると推測され、これらの地域以外の温根別町などにおいてはI S D N回線の利用となり、その利用者数はおよそ100戸と推測されます。

そこで、光回線へのグレードアップと誘致活動、行政支援についてであります。

本市におけるこれまでの誘致活動の経過としては、まず誘致の会が設立され、回線利用希望世帯を募り、一定の加入世帯の応募があった段階で市に要望をいただき、市とともにN T Tへ要望書を提出する流れとなっています。また、市も誘致の会の構成員としてN T Tとの連絡調整を初め、活動に対する支援を行ってまいりました。

次に、回線のグレードアップについてであります。

N T Tとしては、今後グレードアップする際には、A D S L、I S D Nのいずれの回線も光回線へ変更する計画と聞いています。しかしながら、光回線を誘致するハードルは非常に高くなってきており、誘致エリアの固定電話加入数の21%以上の需要が確実に見込めること、かつ平均して100メートルに4、5件の契約者が見込めることが条件となっており、特にI S D Nを利用している地域については、かなり厳しい状況にあると考えております。

また、河川の管理を目的に開発局が保有する光ケーブルの活用についてのお話もありましたが、利用に当たっては、敷設されている光ケーブルの容量を増やすことや、接続のための整備などの投資が必要となり、これに伴う費用が発生することも予想されることから、その活用にはまだ課題があるものと考えています。

しかしながら、菅原議員お話にありましたように、情報化の時代を迎え、だれもが等しく快適なインターネット環境を享受できることが望ましく、今後とも格差は正に向けてさまざまな手法を研究するとともに、関係機関に対する要望活動を継続してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 菅原議員。

12番（菅原清一郎君） 以上で終わります。

副議長（岡崎治夫君） 10番 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 2012年第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1に、サンルダム本体工事の凍結解除について質問いたします。

3年前の2009年の政権交代により、コンクリートから人へのかけ声のもと、群馬県のハッ場ダム等とともに下川町のサンルダム本体工事が凍結されました。これは折しも牧野市長が就任した時点でした。その後、国土交通省が今後の治水対策のあり方に関する有識者会議というのを設け、その中間とりまとめが一昨年9月に出されました。

この中間とりまとめによりますと、従来の考え方をリセットし、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を掲げています。しかし、地元の下川町を初めとした天塩川流域市町村では、本体工事がとまっていることへの危機意識から反転攻勢も高まって、ここ3年間はさまざまな官民挙げての集会や議会や業界の凍結解除決議などが相次いでおります。

さて、昨日の消費税増税法案可決に対する民主党国会議員の内紛を見るまでもなく、政権内

部での大型公共事業への姿勢もなし崩し的に変化しており、来年度予算にサンルダム本体工事の事業費が盛り込まれるかどうか、瀬戸際の攻防となっております。

牧野市長におかれましても、サンルダムにかかわる公務出張等が多くなっていることは、公務日誌などを見れば容易にわかるところであります。

そこで、まず1点目をお聞きします。

ダムの本体着工を目指すこうした集会や北海道開発局が開く検討の場への出席、はたまた道庁や政府関係への陳情に出向くことに、これまでいかにほどの公務日程を費やしてこられたのか、まず知らせていただきたく思います。

第2点は手続的な疑問であります。

北海道開発局旭川開発建設部が今まで4度にわたり開催したサンルダム建設事業の関係地方公共団体から成る検討の場がありますが、発言者が天塩川流域市町村長に限られているため、ダム建設で意思統一ができており、この検討の場では遊水池や堤防のかさ上げなど、ダム以外の方法による治水案は、いわばアリバイ的に話題にされるだけです。つまり、漁業者や環境保護団体などの異論や少数意見の入る余地が全くないと見えるのは私だけでしょうか。

市町村長による陳情の場と題するならまだ理解できるのですが、残念ながらこの状態では検討の名に値しない状態だと考える次第です。アリバイ的で何であれ、少数意見を保持する人も一定数メンバーに入れて、その説得の形をとるのが民主主義というものではないかと愚考いたす次第であります。

更に申せば、旭川新聞2月28日付などの一部報道にあったとおり、サンルダムの検証に係る検討に関する意見募集というパブリックコメントのたぐいに関しましても、全くの同文もしくは句読点の位置だけ変えた、似たような文章のものが大量に寄せられ、くだんの第4回検討の場において、資料としてまかり通っておるのです。

さて、私にしたところで、建設反対あるいは慎重論が必ずしも多数を占めていると思っていられるわけではありませんが、ただいま指摘したようなかような事実から見えることは、手続論としても公正さが担保されていないということであり、これではサンルダム建設によって心配されている川真珠貝やサクラマスの保全など生態系保護の観点からだけでなく、大型公共事業の段取りのあり方として将来に禍根を残すことにもなりかねません。

市長は、仮にダム建設に協力するにしても、こういった一連のプロセスに関してはフェアな態度を貫き、公正さを重視した姿勢をとるべく願う次第ですが、この点、コメントをいただきたく存じます。

最後に、賛否割合の反映について要望しておきます。

4度にわたる検討の場の議事録を読み込んでみると、例えば、和寒町長も基本的にサンルダム建設賛成の立場から発言しています。しかし、一方である局面では、生態系保護に関して、若干くぎを刺した発言を行われていることがわかります。これは本年2月14日に開催された第4回検討の場でのことですが、和寒町長のいわく、1点だけ私から申し上げさせていただくと



すれば、それはやはり自然や環境あるいは生態系、これらについて最大限の配慮をしていただきたいなというふうに思っておりますと町長さんがおっしゃられています。

さて、天塩川流域の各市町村で軒並みサンルダム建設促進決議や凍結解除を求める決議等が上がっているといっても、必ずしも全会一致ばかりではないことに留意する必要があります。

私は議員になって間もなく3年が経過いたしますが、この士別市議会で最終的な賛否が分かれて、起立採決となったのは2度だけありました。そのうちの1度が、2009年第3回定例会でのサンルダム本体工事凍結解除を求める決議でした。このときは賛成議員が15名で、起立せず実質的に反対したのが共産党のお二方と私の計3名でした。すなわち、賛否は15対3、約分すれば5対1となります。

市長はこの割合に応じ、5回賛成したら1回はくぎを刺す発言をせよとまで機械的な要求はいたしません、2割に近い反対があるのだと考えれば、そのことに留意した発言を各種会議でなさってもいいのではないかと考える次第です。

この点、いかがであるかを聞きまして、このテーマの質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

サンルダム本体工事の凍結解除についてであります。

ダム建設をめぐるのは、政府民主党が目指すコンクリートから人への視点のもと、建設事業などの公共事業を抑制するといった背景の中、群馬県の八ッ場ダムを初め、公共事業のあり方が大きく見直されたところでもあります。

このような背景の中、天塩川水系名寄川上流のサンルダム建設事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から北海道開発局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示が出されたところであります。その後、北海道開発局においては、サンルダム建設事業の関係地方公共団体から成る検討の場を平成22年12月24日に公開で開催し、検討の場の進め方に関する事項を定め、これまでに4回の検討の場を開催し、サンルダムによる洪水調節、新規利水、流水の正常な機能維持の3つの目的について総合評価を行ってまいりました。

私はこれまで名寄市で開催された計4回のうち3回の検討の場に参加し、治水・利水対策、更には新しいエネルギー政策の観点からその必要性などについて意見を述べさせていただいたところであります。

また、従来からの取り組み同様、上川北部管内の市町村を中心に構成する北海道高速自動車国道旭川名寄間建設促進期成会及び北海道開発幹線自動車道道北建設促進期成会、天塩川治水促進期成会、一般国道40号名寄稚内間整備促進期成会において、民主党及び国土交通省を初めとする関係省庁並びに管内選出の国会議員に対し、各種期成会合同による懸案事項等の要望活動を行うなど、地域が連携して取り組む課題として、可能な限り時間をとって対応してまいりました。

次に、サンルダム建設事業の関係地方公共団体から成る検討の場が流域市町村長に限られ、

異論や少数意見の入る余地がないのではとのお尋ねであります。

これまで、検討の場においては、複数の治水・利水対策案についての検証と評価が行われました。これら対策案については、平成23年6月10日から7月11日までの期間、パブリックコメントが実施され、意見募集を行ったところ、112件の意見が寄せられたところであります。

国忠議員のお話にもありますように、同文の回答が複数寄せられたとの報道もありましたが、第4回の検討の場においては、意見の数の多少にかかわらず、論点を整理した考え方が示されており、意見の取り扱いについては適正に対処されているものと考えているところであります。

顧みますと、北海道開発局ではサンルダムの建設を初め、今後の天塩川の河川整備計画を策定するに当たり、専門的な立場から意見を求めることを目的に、平成15年には天塩川流域委員会が設置されています。

流域委員会からは、開発局長に対し、治水・利水対策を早期に進め、流域の安全を確保するとともに、天塩川の豊かな自然環境の保全に努められたいとの意見が提出されており、既に用地が確保されているサンルダムは、治水効果の発現が早期に期待でき、社会的影響が少なく、事業費が少ないため経済的であり、治水対策としてすぐれているといった意見が多数を占める反面、ダムに頼るのではなく、河川を横断する施設とならない遊水地や堤防補強、河道掘削の組み合わせによる治水対策が望ましいとする少数意見もあるなど、各方面からのさまざまな意見をもとに本計画案が集約されたものと考えています。

今後、サンルダム建設事業の検証に係る検討報告書の素案がまとまった段階で、学識経験を有する方々15名による意見聴取が行われるほか、流域住民を対象とする公聴会の開催や流域以外の広い範囲を対象に意見募集も行われると伺っており、賛成意見や反対意見が寄せられることになるとは思いますが、それらを総合して最終判断がなされるものと考えております。

私はこうしたこれまでの議論経過を尊重すべきと考えるとともに、これまでの検討の場での検証作業については、天塩川流域で生活される多くの住民の声が反映されたものと認識しているところであり、天塩川河川整備計画の主項目でもあるサンルダムについては、洪水調節のほか下川町や名寄市の飲料水確保、あるいは水力発電機能も有する多目的ダムであること、更には関係市町村と連携してきた経緯なども含め、一時凍結解除に向け、天塩川流域市町村とともに強調しながら検討を進めるとともに、これまで同様、さまざまな意見があることを念頭に対処してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） 今、市長のほうで流域委員会ということに言及されていたので、その点で1点再質問させていただきます。

流域委員会、確かに非常に20回にわたって開かれて、議事録もしっかりと残っております。だれが発言したかというところまではちょっとわからないですけれども、発言の内容まで書いてあって、結局この中で一貫して言われていることは、自然保護団体の方を呼ぶか呼ばないか

ということで途中から論議になっています。

結果からいうと、いわゆる自然保護団体の方の言うことは治水論あるいは利水論として成り立たない、そういう意見を伺う必要はないと思うと言う委員の方がいて、最終的にその委員の中では、そういう環境保護団体を呼んでもいいんじゃないかという方も何人かいたんですけども、結局呼ばないで終わってしまったと。

やはり私も環境センターの論議なんかに参加して思ったんですけども、公共事業と民意という大きなテーマで考えると、たとえこの人たちは偏ったことを言うかもしれないというふうに思っても、やはり聞くべきだと思うんです。

そういう手続を一步一步踏まないでやはりやってしまったら、これは環境センターとか、低炭素むらづくりみたいな市の事業ではないですけども、やはり公共事業として瑕疵を残すと、禍根を残すというふうに思うんです。

ですので、本当にまんべんなく、市内のことであつたら市長は市民の意見をまんべんなく本当に聞いていると思いますので、こういった広域行政にわたることで、環境保護団体だから治水・利水に関係ないことを言うからちょっと聞かなくていいとか、そういう立場じゃなくて、どんな人でも意見を聞きましょうというふうに、ぜひその会議の中でもそういうことはぜひ留意して行ってほしいんですけども、その点、もう一回コメントいただけますでしょうか。

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） 再質問にお答えをいたします。

平成15年に設置されましたこの天塩川流域委員会ではありますが、ここには前市長の田苅子進さんも委員として参加をされています。土別市でも相当この委員会が開催されて、私は当時議員でありましたけれども、私も傍聴に何度か伺いをいたしました。

そこでは、治水・利水含めてこのサンルダム建設を早期促進すべきだ、こういう意見が多数を占めていたことは私も理解しているんですが、中には大学の先生等々も、これはダムに頼るのではなくて、自然体系をしっかりと守りながら別な治水・利水対策を講ずるべきだという、先ほど私答弁で申し上げたようなダムに対する反対の意見もあったのは事実であります。そういう中で集約がされて、この委員会は今日を迎えています。

それで、第4回この検討の場が開催されて、それぞれ代替案が今まで議論をされてまいりました。この代替案の1つに土別市にかかわるものとしては、例えば岩尾内ダムの堤防かさ上げをして、そこを掘削をして名寄市に水を運ぶような方法はいかなものなのかというような案も含めて提示をされたんですが、しかし、年数、土地の問題、水利権の問題等々からして、決してそれが有効な手段ではないということも私は発言をさせていただいているわけですが、そういった検討を幾つかの代替案のもとで最終的な検討の場の報告としては、まだ5回目がありますから最終には至っていませんが、ダム案が一番よろしいのではないかというような、そういう方向性になるのではないかという、私自身は今気がしているところであります。

しかし、今おっしゃったとおり、いろいろな方に意見を聞くのは、これは当然国としてやるべきことでありますから、このことについては先ほど私も申し上げたんでありますが、この後に、河川法第6条の2に準じた手続、つまり学識経験者を初め、関係住民、関係利水者、関係地方団体等々の皆さん方による検討の場が設けられまして、その中で最終的に議論がなされ、最終判断がされて国に送られるという、北海道段階でもう一度議論されますけれども、そういう段階に入ると思いますので、私も先ほど申し上げたとおり、複数の意見があるということは肝に銘じながらこの検討の場に出ていますし、検討の場ではもちろん自然をしっかりと守り育てるんだと、サクラマス等々の遡上等々も含めて、そういったこともこのダム案の中にもしっかり盛り込みながら実は行われているということもございますので、そういった意味で、名寄市の、あるいは下川町の飲料水の問題もございまして、特にこのサンルダムは岩尾内ダムから見ると規模は極めて小さいわけではありますが、水力発電、約1,000キロワットでありますけれども、この発電によって下川町の世帯の電力が賄われるといったような、そんなような案にもなっている多目的ダムなものでありますから、とにかく関係市町村長ともしっかり意見を交わしながら、この検討の場には、最終的にあと1回か2回はあると思うんであります、臨んでまいりたいと、このように考えている次第であります。

副議長（岡崎治夫君） まだ国忠議員の質問が続いておりますが、ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時45分休憩）

（午後 3時00分再開）

副議長（岡崎治夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマは、T V H（テレビ北海道）が視聴可能になるという件についてであります。

私は一昨年、一般質問で2度にわたりT V Hの視聴について取り上げた経緯があります。一般的にいて、地上デジタル化で放送局も、また視聴者も設備投資が必要になったわけですが、その機会に中継エリアを見直すことは、放送局にとって不自然なことではないと考え、ここはひとつ周辺市町村と連携して、局に要望してはどうかと質問したわけでありました。

その時点から2年たちましたが、今回の定例会初日に補正予算を議決したことで、中継局整備に予算がつき、年末からは市内ほぼ全域でT V Hを視聴できる見込みですので、まずは率直にそのことを喜びたいと思います。

さて、ここでは4点にわたり電波政策にかかわってお尋ねいたす次第です。

1点目、T V H当局は1989年、平成元年の開局以来、道東・道北はカバーしないし、コスト

的にできないという大方針がありましたが、これを近年になって、よい意味ですが、次々と翻してきました。この経緯について、市としてどう把握しているかをお聞かせください。

2つ目はコストの面です。中継局と共聴設備等の設置及び維持にかかるコストについてお伺いします。この点、設置コストについては補正予算提出時の説明と一部ダブりますが、よろしくをお願いします。

3点目、土別市民のテレビ・ラジオ受信状況が旭川や札幌などと完全に同等になるためには、あとは民放FMの2局の中継整備が必要と思われます。TVHの件を契機に関連市町村、あるいは定住自立圏など広域行政の各種会議で、継続的にこの件を議題にしていってほしいものですが、該当するFM2局、すなわちAIR-GとFMノースウェーブの道北地域への中継についての現在の姿勢はどのように聞いているのでしょうか、お尋ねします。

4点目は、FMなよるAirてっしについては、防災の面からも再三にわたって本市にも聴取可能にすることを私は提言しておりますし、下川町など周辺市町村の議会でも一般質問等で同様の話は出ております。どうすれば土別市で聴取できるようになるのか、今現在の問題点やクリアしなくてはならない点をこの際知らせていただきたく思います。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） お答えをいたします。

テレビ北海道は、北海道における最後発の民放テレビ放送局として、お話にあったように、平成元年10月に札幌地区で放送を開始しており、平成3年には旭川地区、平成5年には室蘭、函館地区において送信所を開設し、放送が開始されております。

当初は、北海道全域を視聴可能とすべく、送信所や中継局の設置が計画されていたとありますが、これらの設置には多額の費用を要することから、計画どおりには進まなかったとお聞きしております。

そこで、このたび本市においてテレビ北海道が視聴可能となる経緯についてではありますが、新たな中継局の設置については、多額の費用を要するものであり、放送事業者みずからによる整備については経営上厳しい状況にあり、また自治体みずからが整備をするとすると、やはり財源確保の問題などもあり、整備が進まない状況にありました。

今般、本市が受信エリアに入る経緯について、大きくは次の3点によるものであります。

まず1点目は、和寒中継局が整備されることに伴い、上土別、温根別、朝日地区の中継局を整備することにより、テレビ北海道が視聴可能となること、更に名寄中継局を整備することで、本市全体が受信エリアになることであります。

2点目として、最大の課題である整備費用についてではありますが、テレビのデジタル化に伴うデジタル中継局整備支援事業の補助制度利用により、費用全体の約2分の1が補助されますが、この制度が平成24年度をもって終了する予定となっていることから、本年度の施工を目指したものであります。

3点目としては、名寄中継局の整備による受益世帯は、名寄市はもとより本市を初め、美深

町、下川町に及ぶことから、各自治体及び事業主体であるテレビ北海道との間で費用負担などについて協議を進めてきた結果、全体の合意を得ることができたことであります。

また、お尋ねの中継局整備にかかわる費用についてであります。まず、本市の単独事業であります上士別、温根別の中継局整備には、工事請負費など3,841万円、建物の影響を避ける共聴設備には315万円を見込んでおります。また、名寄中継局整備については1,591万7,000円の負担金を見込み、合計5,747万7,000円を今議会において議決をいただいたところであり、過疎債の充当を予定しています。

更に、中継局施設の維持に係るコストについてであります。名寄中継局については、通信回線の保守整備などはテレビ北海道が担うことになっているため、具体的な金額は承知しておりませんが、市が所有する上士別、温根別の中継局に係るコストを例にしますと、平成24年度予算では2つの中継局の費用として、電気料66万円、施設設備保守業務委託料74万5,000円、電波監視業務委託料12万円など、合わせて176万8,000円を計上しているところであります。

このテレビ北海道の視聴は、こども夢トークにおいても多くの要望がありましたが、この12月には放送が開始される予定であります。

次に、民放FM2局の中継設備についてであります。

それぞれの局に確認をしたところ、いずれの局も北海道全域を聴取可能とすることが目標ではあるとのことですが、中継局などの整備費用の課題やラジオ放送もデジタル化が視野に入っていることから、2社とも近い将来に本市近辺で施設整備を行うことは難しいとお聞きしております。

ただ、インターネットを利用してラジオ放送をそのまま配信する通称ラジコの利用が進められており、1つの局については既に参加しており、もう一方の局についても近々ラジコに参加するべく取り組み中とのことでありました。

ラジオについては、テレビ中継局のような国などの補助制度がないことから、今後制度の創設について、広域的な観点からも検討してまいる考えであります。

次に、防災の面からのFMなよるAirてっしの活用についてであります。

防災に関する情報発信については、多くのメディアに御協力いただくことが重要と認識しているところであります。

そこで、Airてっしの本市へのエリア拡大についてであります。Airてっしは本来、コミュニティーFMであるため、アンテナ電力20ワット以下、聴取可能範囲は半径約20キロメートルと制限されています。しかし、近年では、震災などの災害を契機として、アンテナ電力の増力などが特例として認められるケースもあるようです。

そこで、仮に本市へのエリア拡大に向けて、名寄市内に中継局を設置することになりますと、約2,000万円の費用が必要となり、本市の負担は500万円ほどと推計しています。この場合の放送エリアは市街地区に限られておまして、防災面からの活用とらえた場合には、市内全域を同時に網羅することが必要となるため、農村地区にサテライト局を設置しなければならず、

本市においては最低でも2つから3つのサテライト局が必要になるものと予測しており、その整備費は1局当たり約650万円と見込んでおります。

この地域における唯一のFM局であるAirてっしを活用することは大変意義あることではありますが、さきの整備費のほか、地域全体の協議も必要なことから、今後定住自立圏等の場で更に検討を深める必要があるものと考えております。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） 1点、維持コストについてだけ再質問させていただきます。

先ほどの菅原議員の質問にもあったとおりなんですけれども、やはり土別市はまちの面積が広くて、非常にいろいろな中継局を整備して、その維持コストがかかってくると。今、総務部長の答弁でも、結局、朝日、上土別、温根別の中継局に関しては百七十数万円というふうにはじき出されていたんですけれども、その前に、名寄市の中継局の本体というんですか、本当のTVHの名寄中継局のランニングコストについては局が負担するという御答弁をいただきました。

これは杞憂であればいいんですけれども、例えば、名寄中継局に雷が落ちたとか、いろいろトラブルがあって、名寄中継局、局としてそこを維持できなくなると、ランニングコストがやはりかかり過ぎるわとなった場合に、TVH、やはり撤退しますというふうになると、ちょっと困るんです。なので、その点、そういう心配がないかどうか、1点だけ確認を含めて再質問させてください。

副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 再質問にお答えをいたします。

今の事故が例えば起きるということになりますと、恐らくは火災ですとか、落雷などの自然災害というようなことが大きく考えられるのかなというふうに思います。

そこで、市が所有している上土別と温根別の中継局については、こうした事故に対しては市有物件の保険に加入しておりまして、そういった場合にはその保険で対応がなされると。

今回整備が予定されているTVHの名寄市の中継局についても、TVHとしては動産総合保険ということで保険に入る予定ではありますので、例えば、今みたいな事故等があった場合には、そうした保険で賄うことができると思いますし、TVHとしての責任でこの中継局の維持については継続されるものというふうに思っております。

以上です。

副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 本日最後のテーマは、児童公園整備のあり方についてであります。

公園での子供の外遊びは大いに奨励すべきものではあります。残念ながら本市では、雪の影響があり通年の使用ができず、特に残雪期には子供たちの外遊び場所として適当でなく、仕

方なく路上で遊んでいるのが紛れもない現実であります。

この現状は以下の2点で、悪い方向での影響があると私は考えております。

1つ目は、北海道の子供の体力を測定してみると、全国の中で下位に属し、劣るとされていることです。これは外遊びする通算時間の少なさが一因と思われます。

もう一つは、例えば、子供に対し危害を加える、あるいはその未遂行為をする不審者発生の事案に関してです。路上で発生した案件ならば、不審者は車ですぐ逃げてしまい、被害に遭った子供にとっては、特徴を覚えている時間的ないともありません。公園であっても、こういう事案は起きてほしくはありませんが、万一の場合でも、公園の中であれば、その中に車が入れない分、去っていく不審者の特徴を覚えておく時間的猶予はできるのではないかと思う次第であります。

以上の観点を踏まえながら、公園を使つての外遊びを促進するために、以下4点にわたりお聞きする次第です。

第1点、この春の雪解けは遅くなり、つくも水郷公園の全面オープンも例年になくおくれしました。一般の街区公園、すなわち地域の児童が遊ぶ公園が遊べる状況になるのも、5月25日前後まで待たされたと承知しております。

いろいろと要因はあると思いますが、公園で子供が2カ月間も遊べないのは、まことに憂慮すべきことであります。この春の公園整備状況について、まず概括をお伺いしておきます。

2点目、あけぼの公園、あすなる公園、この2つの公園は市立保育園の園児が遊ぶ園庭として、それぞれ公式に届け出もされていたため優先的に整備するという、その旨の答弁を以前いただきました。ならば、この春、あけぼの保育園、あすなる保育園、この2つの保育園が移転統合したために、あけぼの、あすなるの両公園の優先性も失われるものと考えべきなのではないでしょうか。

私の提案としては、あけぼの公園、あすなる公園、観月児童公園ともう一つ、市街地北側に位置する何がしかの公園の計4カ所ほどは優先的に整備することとし、少なくとも路上で遊ばざるを得ない期間を短くすべしと思うのですが、いかがでしょうか。

3つ目は、公園整備の手順について提案いたします。

現行のやり方では、残雪の残った雪の下から出てくるごみの清掃と遊具設置とを一連の手順として5月下旬に行っているのが今のやり方です。しかし、ごみの清掃だけを先行して、まずゴールデンウィーク明けぐらいに行うというのはどうでしょうか。

なぜなら、遊具が設置されていないただの原っぱであっても、子供にとっては安全に走り回れる貴重な空間でありますし、また、ただの葉っぱであっても創造的に遊べる子供こそ、ある意味望ましい姿でありますので、この点の検討を願いたいのですが、いかがでしょうか。

また、私の勝手な考えではあるんですが、場合によっては、地域の住民やそこで遊ぶ子供自身を動員して、例えば連休中に公園内清掃を行うという方式も将来的には考えておきたいというふうには思うのです。



そこで、提案として、各自治会に公園の担当者を置いてもらい、冬期の雪入れマナーに関する啓発と公園管理一般について率先してもらうのはどうでしょうか。この点、コメントをいただきたいと思います。

最後に、公園の遊具について伺います。

社団法人日本公園施設業協会が、より安全性の高い遊具を開発普及しており、SPマークなどをもって認証しているところです。本市でもこういった遊具を徐々に取り入れており、あけぼの公園のうんていなどが該当することは承知しております。安全性の高い遊具を計画的に導入することについて、今後のプランがあれば教えていただきたく思います。

ただ、留意点として、日本公園施設業協会のような業界団体は、大手の鉄工所や鉄鋼メーカーが主導しておるため、地元の中小零細鉄工所がこの協会基準にのっとった製品をつくるのは難しく、場合によっては、経営を圧迫するということがあります。

したがって、本市は地元企業及び事業所をバックアップしつつ、遊具の安全性については国土交通省基準である都市公園における遊具の安全確保に関する指針などをしっかり読み込んで、仮にSPマーク等がなくても、基準を満たせば地元のものを採用してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、雪が多く寒冷な本市の特色にかんがみると、公園の外さく、公園のフェンスなどもゆがみが多く見られるため、今後の更新の際には可動式のものに切りかえるとかの方策にも余地があると考えます。この点の対応についてもお聞かせください。

遊具に関連しては、本年3月の予算審査特別委員会で、小池浩美委員から高齢者用遊具の設置に関して質問がありました。それと少し似ていますけれども、安全性の高い遊具のみを設置したモデル公園的なものをつくる考えはあるのかも最後にお聞かせ願います。

以上で質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 小山内建設水道部長。

建設水道部長（小山内弘司君）（登壇） 私からは児童公園整備のあり方について御答弁申し上げます。

初めに、今春の整備状況でございますが、本市の公園数は現在41カ所であり、そのうち遊具を設置している公園は28カ所でございます。28カ所のうち、雪捨て場として活用している公園は24カ所であり、それぞれの地域の交通安全確保を図る上からも重要な役割を担っているところであります。

雪捨て場として使用していないつくも水郷公園につきましては、例年4月中に雪割りをし、ゴールデンウィーク前には遊具設置も完了させ、開園をしておりましたが、今年は積雪量が多く、開園は5月3日になり、平年よりおくれたところであります。

また、21カ所の公園につきましては、雪割りを例年より回数を多くしたことにより、5月下旬の例年並みに開園することができました。なお、東山児童公園とことぶき公園は、ほかの公園よりも特に雪解けが遅かったこともあり、この公園には特に小型機械や市職員で雪割りを行

いましたが、6月に入っての開園となりました。

次に、あけぼの、あすなる保育園移転後も優先的に整備をしてほしいとのことですが、あけぼの公園にはあけぼの児童館、あすなる公園には土別幼稚園が隣接していること、また観月公園のそばにも保育所があるなど、平成21年第3回定例会での御質問でもお答えいたしましたとおり、あけぼの公園、あすなる公園、観月児童公園を今後も優先的に開園できるよう、引き続き進めてまいりたいと存じます。

なお、市街北側につきましては、どの公園とするか、関係機関の施設から御意見を伺う中で選定をしていきたいと思っております。

次に、ごみ清掃と遊具設置とを分けて考えてもいいのではないかという御提言であります。ごみ清掃業務と遊具取り付け業務は分けて契約をしており、公園内の残雪の下から出てくるごみ処理は雪解けの早い公園から行き、遊具の取り付け業務は公園内の地表面が乾燥し、遊具が取り付けできる状態となった公園から順次開園に向け準備ができるよう、契約は4月中旬に行っているところでございます。

次に、自治会に公園管理一般の担当者を置き、冬期の雪入れマナーに関する啓発をしていただくことにつきましては、各自治会の御意向をお聞きしてまいりたいと存じます。

また、自治会において公園管理をしていただくことにつきましては、平成22年第3回定例会において、十河議員の一般質問の中で、公園管理を自治会単位で行うことはできないかとの御質問を受け、関係する17自治会に意向調査を行いました。その結果は、すべての自治会で公園管理をすることはできないとの回答でございました。

ただ、子供たちが安全に遊べる環境を整えた公園とするためには、地域の御協力が大切でありますことから、引き続き各自治会の御理解を得られるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、議員お話のありました、より安全性の高い遊具の開発普及について、いわゆるS Pマークにつきましては、平成14年に国土交通省から都市公園における遊具の安全確保に関する指針が策定され、それを受けて、遊具の製造メーカーを会員とする社団法人日本公園施設業協会が遊具の安全に関する詳細な数値基準等を示したことから、その基準により制作されました製品がS Pマーク製品と称され、協会認定遊具となっております。

そこで、本市において安全性の高い遊具を計画的に導入していくかとの御質問であります。平成21年度より進めている都市公園更新事業におきまして、新しい安全基準による遊具の導入を進めており、協会認定遊具とともに、議員お話のように、地元企業への受注機会を広げるために、地元で製造可能な遊具の製作におきまして、部品の品質や構造の安全性について協会認定基準に準じた製品として導入もしてきておりますことから、引き続き遊具更新におきましても地元企業を含め、より安全性の高い遊具の導入を計画的に進めてまいります。

次に、多雪寒冷な本市の特色もかんがみた公園の外さくなどの対応につきましては、雪山などの冬期間での公園の利用状況や積雪荷重等を考慮した施設の更新に心がけ、特に傷みが進んでいる公園外さく等は、更新時において、中央公園のように移動が可能なもの、また安全を重

視するために固定式とするなどについても、各公園の特色も踏まえまして検討してまいります。

次に、安全性の高い遊具のみを設置したモデル公園的なものをつくる考えはあるのかとの御質問でございますが、現時点におきましては、モデル的公園の設置は考えておりませんが、現在、既設公園における計画的な遊具更新においては、新しい安全基準遊具により進めております。

また、平成24年予算審査特別委員会において、小池委員より御提言のありました高齢者の方などの健康維持にも役立つ健康遊具等の導入につきましても検討しており、本年度は中央公園の整備を行う中で、背伸ばしベンチを設置する予定であります。

今後の整備に当たりましては、本年度に実施する公園施設の調査を踏まえまして、平成25年度に策定をいたします公園施設長寿命化計画において、市民の意見をいただく中で、利用者ニーズを把握し、安全で安心して利用できる公園整備に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） 以上で終わります。どうもありがとうございました。

副議長（岡崎治夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あすは午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでございました。

（午後 3時28分散会）